



2-4.公園

1 基本的な考え方

少子高齢化の進展などにより公園緑地等に対するニーズが変化するとともに、本市が暮らしやすい都市であり続けるために公園緑地等が果たすべき役割はますます大きくなっています。都市公園をはじめとする公園緑地等の適正配置と、これまでに蓄積されてきた既存公園緑地等の再生や効率的な管理・活用等により、子どもからお年寄りまで自分らしく健康で豊かな生活を楽しむ舞台となり、多様なニーズとライフスタイルに対応する緑をつくります。

高齢者、障がい者等を含むすべての人々が安全に利用でき、緑の豊かさを享受できるよう、「バリアフリー法」や「福岡市公園条例の整備基準、努力基準」に基づき、公園の出入口や園路の幅、こう配等について、高齢者、障がい者等が利用しやすくなるようにバリアフリーを積極的に進めます。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1) 公園の新設などを行う場合は、引き続き、福岡市公園条例（平成25年4月改正）の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進していきます。
- (2) 既設の公園については、緊急性・必要性の高い公園から再整備（部分的な改修を含む。）に取り組んでいくこととし、可能な限り、福岡市公園条例の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進していきます。
 - ①公園の新設又は再整備における主なバリアフリー化の視点
 - ア 園路及び広場のバリアフリー化
（例：有効幅員の確保、段差の解消など）
 - イ 駐車場がある場合は、駐車場のバリアフリー化
（例：車いすスペースの確保など）
 - ウ 便所がある場合は、障がい者対応型便所の設置

3 対象施設（施行規則第2条）

- (1) 都市公園法第2条第1項規定する都市公園
- (2) 港湾法第2条第5項に規定する港湾環境整備施設の緑地及び広場

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の公園, 緑地, 広場 (以下「公園等」という。)において, 福岡市公園条例別表第 1 に定める整備箇所を新設, 増設又は改築する場合は, 整備基準に適合させなければなりません。(条例第26条第1項)
- (2) 整備基準は, 福岡市公園条例別表第1に定めるとおりです。ただし, 災害時のため一時使用する施設の設置についてはこの限りではありません。
- (3) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で公園等を利用できるようにするため適合させるよう努める整備箇所に関する基準(努力基準)は, 福岡市公園条例別表第1の2に定めるとおりです。
- (4) 公園等の整備にあたっては, 当施設整備マニュアルによる他, 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省策定)や福岡市公園施設標準設計図集を参照してください。

6 整備基準の適用除外 (条例第26条第2項)

- (1) 対象施設の公園等の整備箇所のうち, 下記の項目に該当する場合は, 整備基準に適合させることが困難なものとして整備箇所から除かれます。
 - ①保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在し, 土地の形質の変更等を制限する法令・条例の規定の適用があるもの
 - ②山地丘陵地, 崖その他の著しく傾斜している土地等に設けるもの
 - ③自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所等に設けるもの
 - ④上記の他, 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者, 障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や, 当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合(条例第26条第2項)
- (2) ただし, 上記(1)に該当する場合にあっても, 対象施設の公園等の設置の目的のほか, 公園整備計画, 管理運営の方針等を踏まえるとともに, 障がい者団体や支援者団体, 利用者や周辺住民の意見を聴取するなどにより, 合意形成を図りつつ, 対応策を検討することが望まれます。
- (3) なお, 整備基準の適用を除外する場合は, その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

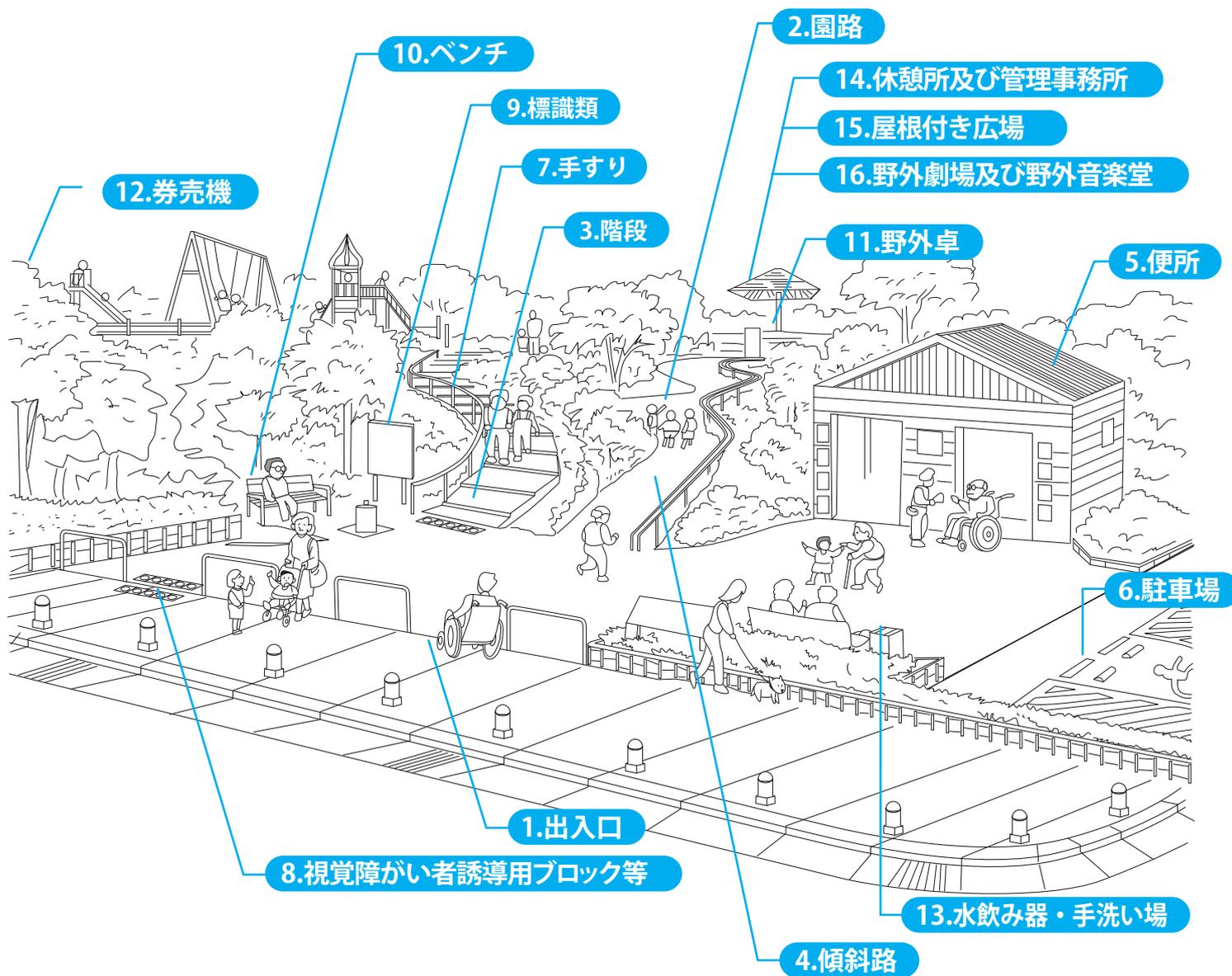
特定施設となる公園等の整備箇所を新設, 増設又は改築を行う場合は, 事前協議又は通知の対象となります。(例: 出入口改修, 便所改造, 駐車場整備, 建築物整備, 公園再整備事業など。)

なお, 維持補修や原型復旧並びに福岡市公園施設標準設計図集に記載のあるベンチ, 手すり, 水飲み器及び手洗い場の単体整備等は対象となりません。

8 工事中の配慮について

工事中の安全対策については, 「土木工事安全施工技術指針」, 「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが, さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い, 誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

公園の主な整備箇所



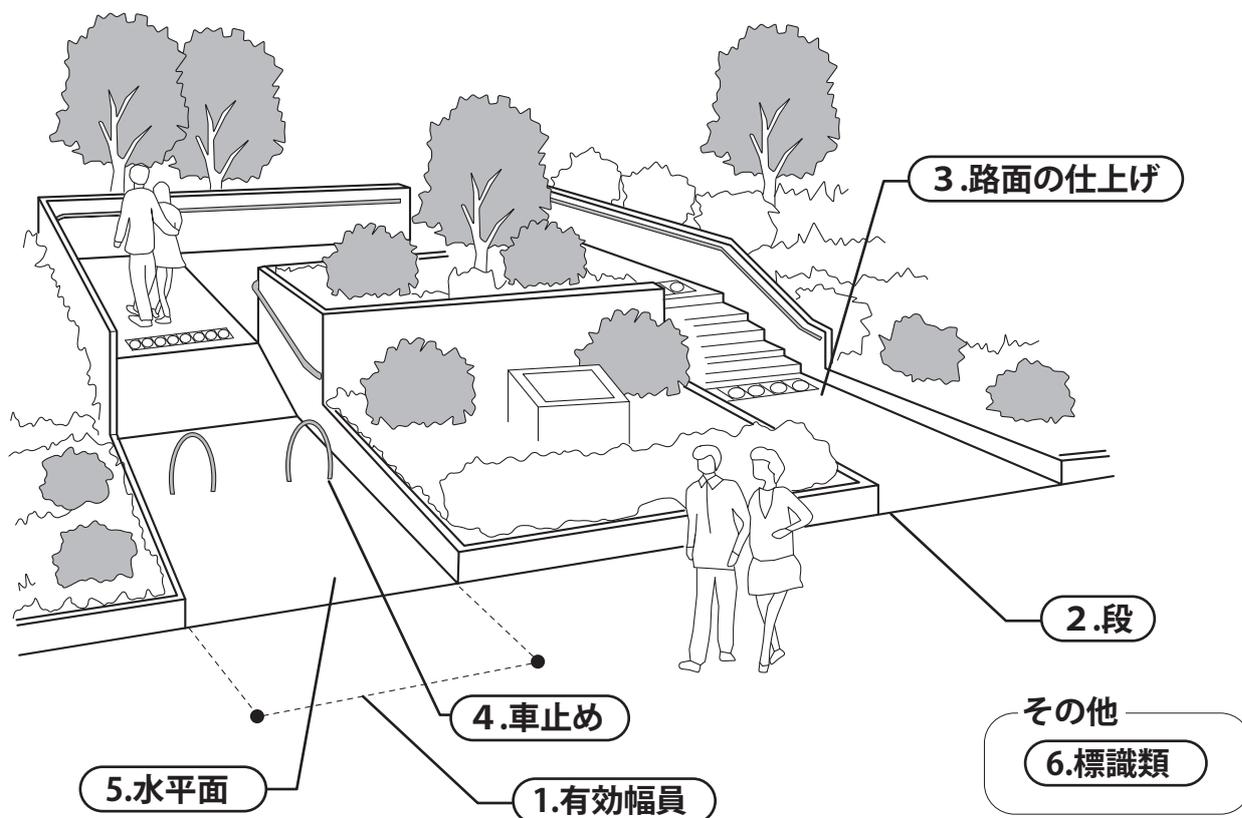
1. 出入口

基本的な考え方

公園の出入口は、地形的な条件や管理状況等を考慮しながら、高齢者、障がい者等が支障なく出入りできるように配慮する必要があります。

- 設計のポイント**
- 公園の出入口においては、車いす使用者が安全で、かつ、円滑に通過できる出入口を1ヶ所以上設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させることが必要です。
 - 出入口部は車いすでの円滑な通行を考慮して、車止めを適正に配置し、その前後に平坦部を設けることが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園の出入口のうち、少なくとも1ヶ所を対象とします。

1. 有効幅員

○出入口の有効幅員は、130cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、180cm以上とします。

*「130cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違える幅120cmにさらに外部空間としての余裕を考慮した幅です。

*「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。

2. 段

○♥段は設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

*「やむを得ず段を設ける場合」とは、特に公園においては自然の地形を利用するケースが多いため、段が生じることが避けられないことを想定したものです。

3. 路面の仕上げ

○♥路面は、平たんで滑りにくい仕上げとします。

*「平たんで滑りにくい仕上げ」とは、雨天時の滑りにくさに留意し、水はけが良くなるような路面舗装材を示します。

4. 車止め

○♥車止めを設ける場合は、車止めの間隔は、90cm以上とし、車止めの前後に150cm以上の水平部分を設けます。

*「90cm」とは、車いすが通過しやすい幅です。

*「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

◇車止めを設置する場合は、車いすが通れるよう、高さにも留意して設けます。

*車止めを設置する場合は、点状ブロック等を設置するなど、視覚障がい者の利用の支障とならないよう配慮が必要です。

◆車止めを設置する場合は、ヘッドレストがある車いすなどが通れるよう通行できる幅や高さを確保することが望まれます。

*車いすの寸法はJISで規格が定められています。(全幅70cm以下×全長120cm以下×全高120cm以下)

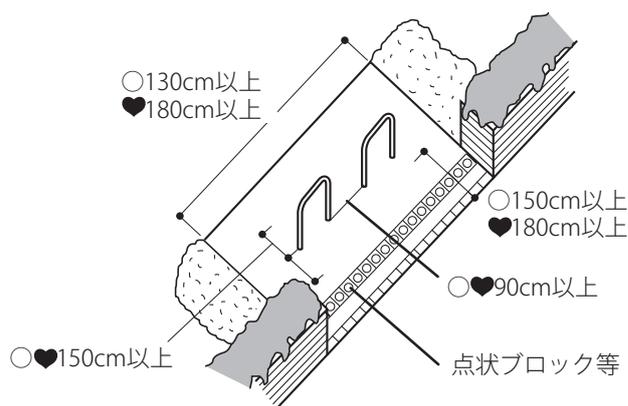
5. 水平面

○出入口から水平距離が150cm以上の水平部分を設けます。

*「180cm」とは、車いすが回転しやすい幅です。

♥出入口から水平距離が180cm以上の水平部分を設けます。

車止めを設けた場合の出入口の例



6. 標識類

◇自転車・オートバイなどの出入りを禁止する場合は、その旨を表示します。

*幼児等が安全に安心して公園を利用できるように、出入口付近の見やすい位置に表示板を設置します。

◇直接車道に接する場合は、その旨を表示します。

*出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック等の敷設、舗装材の変化等により道路との境界を明示します。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 * :語句の解説等

ほじょ犬(身体障害者補助犬)について

ほじょ犬(身体障害者補助犬)は、目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いできるよう特別な訓練を受けた、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬です。「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」の3種類が認定されています。

ほじょ犬は身体に障がいのある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

ほじょ犬は、きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務がある場所

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車, バス, タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する施設(商業施設, 飲食店, 病院, ホテルなど)
- ・事務所(国や地方公共団体の事務所, 従業員45.5人以上の民間企業)

●ほじょ犬の種類と役割

種類	盲導犬	聴導犬	介助犬
役割	障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えるなど、視覚障がい者の歩行をサポートします。	玄関のチャイム音など、生活の中の必要な音を、聴覚障がい者に教えます。	物を拾って渡したり、着脱衣を介助するなど、肢体不自由者の日常の生活行動をサポートします。
特徴	ハーネス(胴輪)	聴導犬であることの表示	介助犬であることの表示
実働数	全国で941頭	全国で68頭	全国で65頭

実働数は2019年3月現在



ほじょ犬を同伴できることを示したステッカーの例

出典:厚生労働省HP,「ほじょ犬もっと知ってBOOK」(厚生労働省)

2.園路

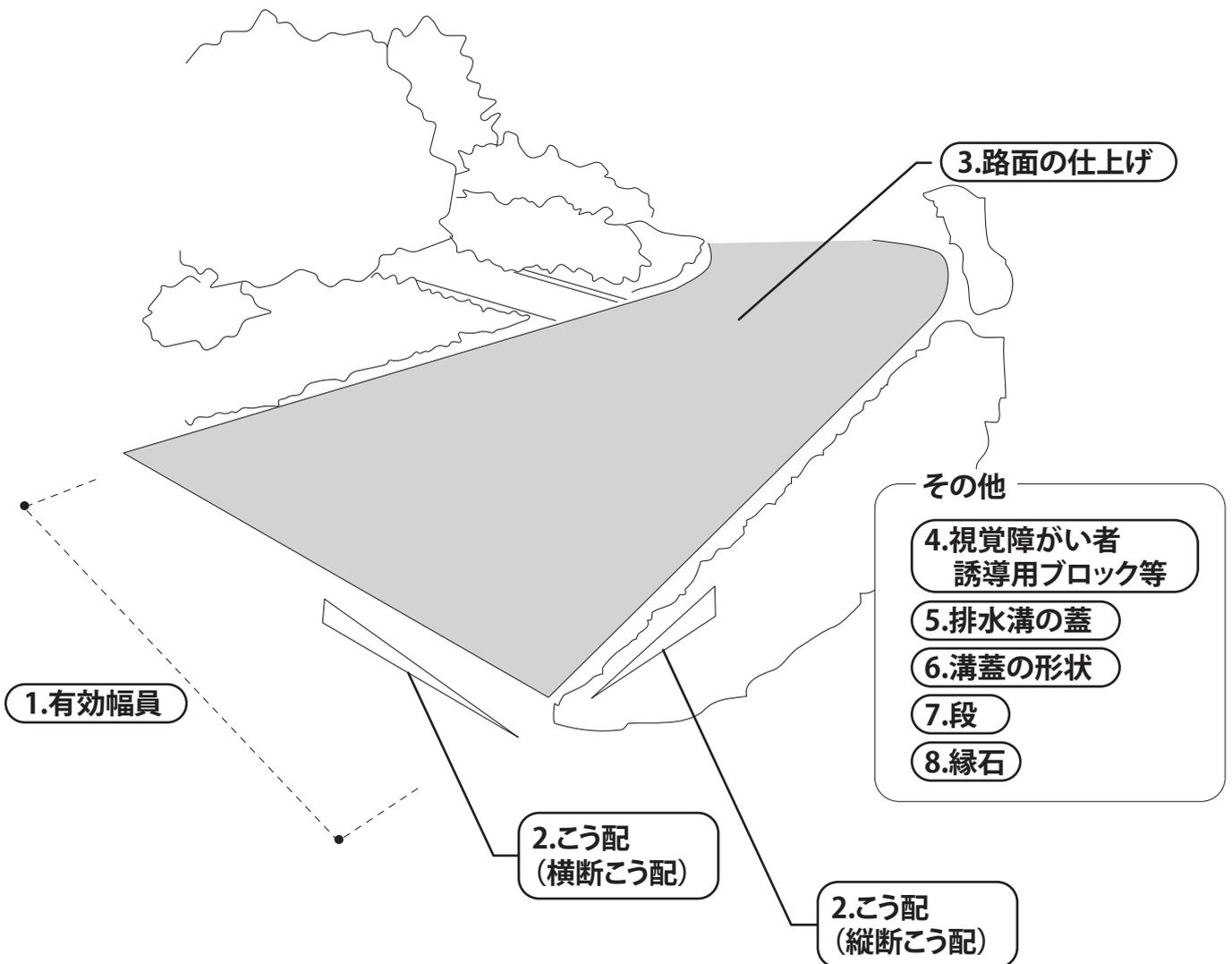
基本的な考え方

主要な園路は、主要な出入口と連続する構造とし、地形的な条件や管理状況等を考慮しながら高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、有効幅員や舗装面の仕上げ等に配慮する必要があります。

設計のポイント

- 利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならないように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車いすや松葉杖の使用に支障のない幅員を確保するとともに、傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて、手すりや車いす当たりを設けます。

整備項目



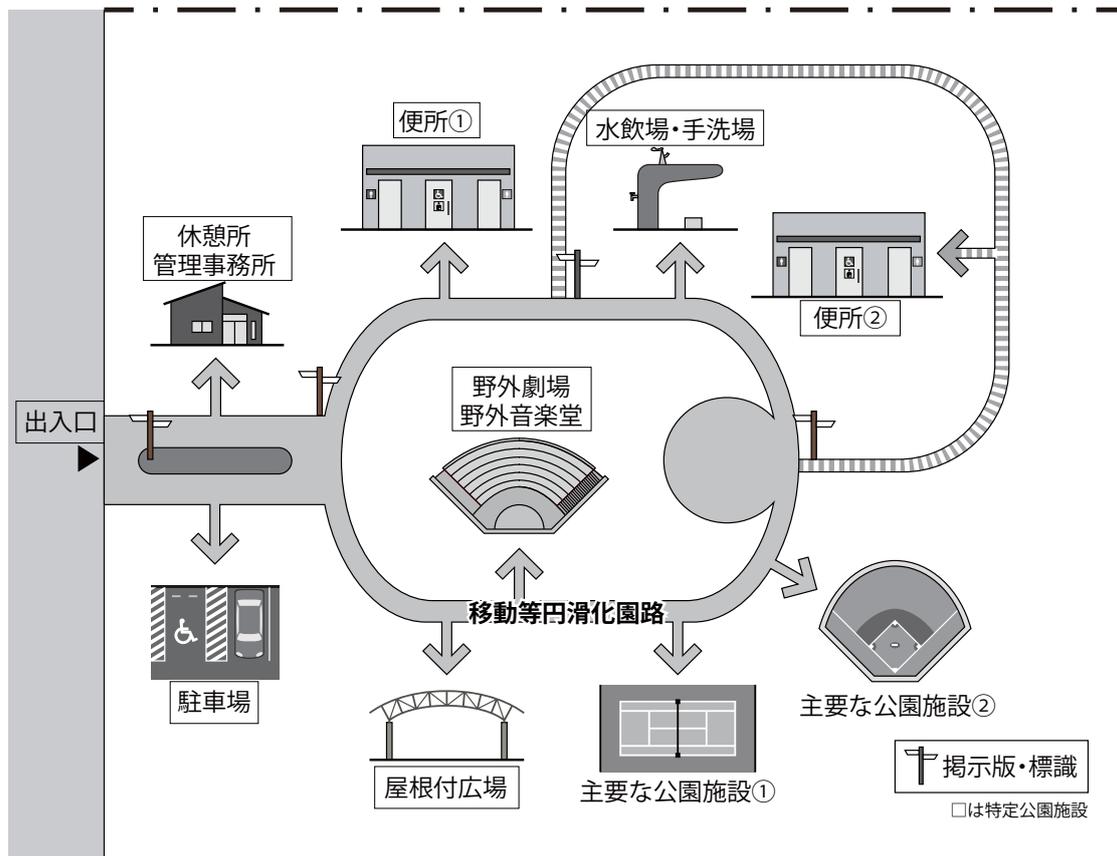
整備の対象 | □公園内の主要な園路のうち、少なくとも1経路を対象とします。

移動等円滑化園路の考え方

移動等円滑化園路の基本的な考え方

- ◇整備基準に適合する公園施設(園路及び広場を除く)が設置されている場合, 高齢者, 障がい者等, 誰もが安全で連続的に移動・利用ができる園路(以下, 「移動等円滑化園路」という。)は, これらの施設のうち, それぞれ1以上と接続させます。
- ◇主要な公園施設には, 移動等円滑化園路を接続させます。
- ◇掲示板及び標識については, 移動等円滑化園路に近接させます。
- ◆公園内の建築物対象施設※についても接続させることが望まれます。

移動等円滑化園路の概念図



※建築物対象施設は「対象施設一覧表」(P14)を参照

1. 有効幅員

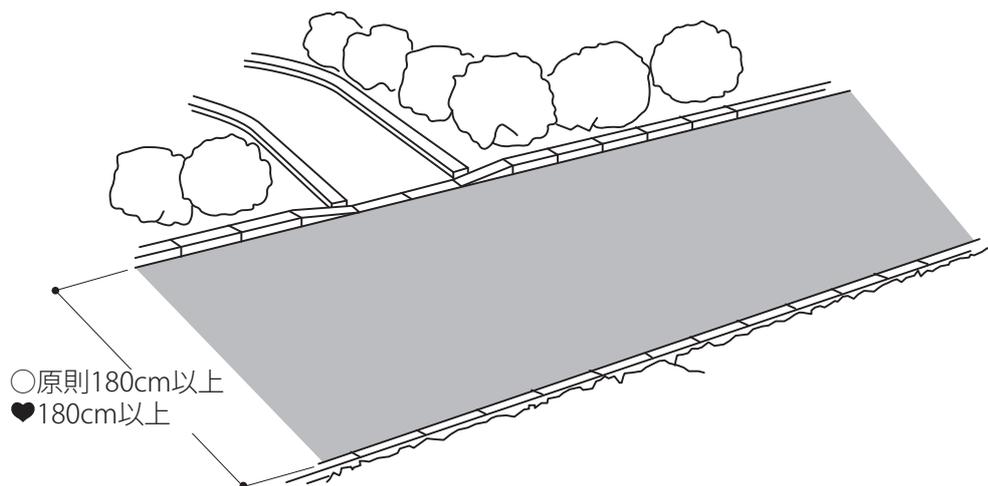
○有効幅員は原則として180cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は120cm以上とします。この場合、園路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる場所を設けます。

*「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。

*「120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違える幅です。

♥有効幅員は180cm以上とします。

有効幅員の例



2. こう配

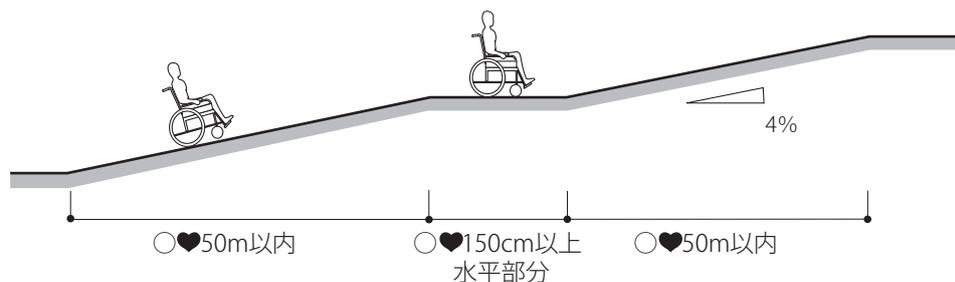
○縦断こう配は原則として4%（最大でも8%）以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設けます。

*「4%」とは、車いすでの走行に支障なく、憩いの場等である公園として快適性が確保されることに配慮したこう配です。

♥縦断こう配は4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けます。

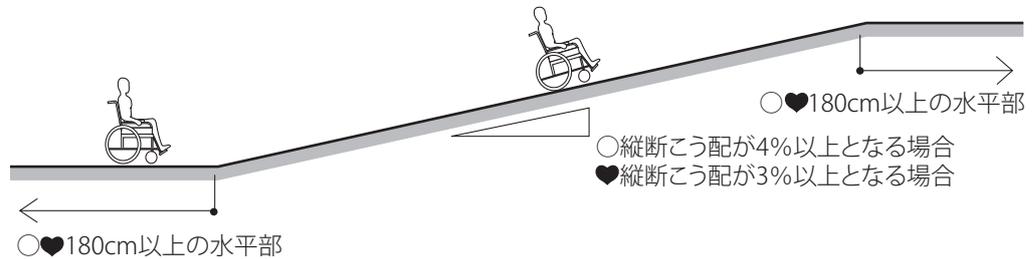
*こう配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。

水平部分を設ける場合の考え方



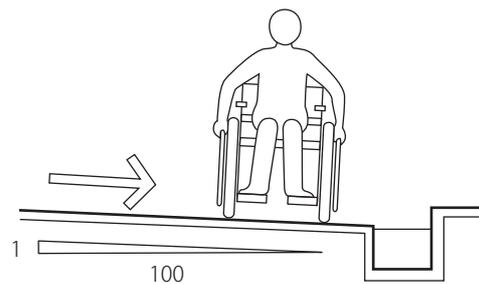
- 縦断こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて「7.手すり」に定める手すりを設けます。
- ♥縦断こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて「7.手すり」に定める手すりを設けます。

*こう配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。



- ♥横断こう配は1%以下とし、可能な限り水平にします。

横断こう配



3. 路面の仕上げ

- ♥路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこととします。

4. 視覚障がい者誘導用ブロック等

※「8.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照 (P344)

- ♥必要に応じて敷設します。

5. 排水溝の蓋

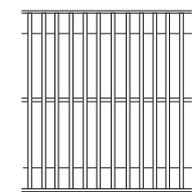
- ♥園路を横断する排水溝には、蓋を設けます。

6. 溝蓋の形状

- ♥排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

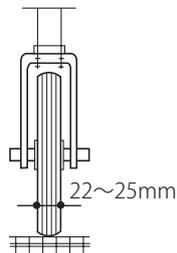
*車いすの車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まない形状とします。

蓋構造の例



10mm程度

車いすの車輪(前輪)



7. 段

※「3.階段」の項を参照
(P326)

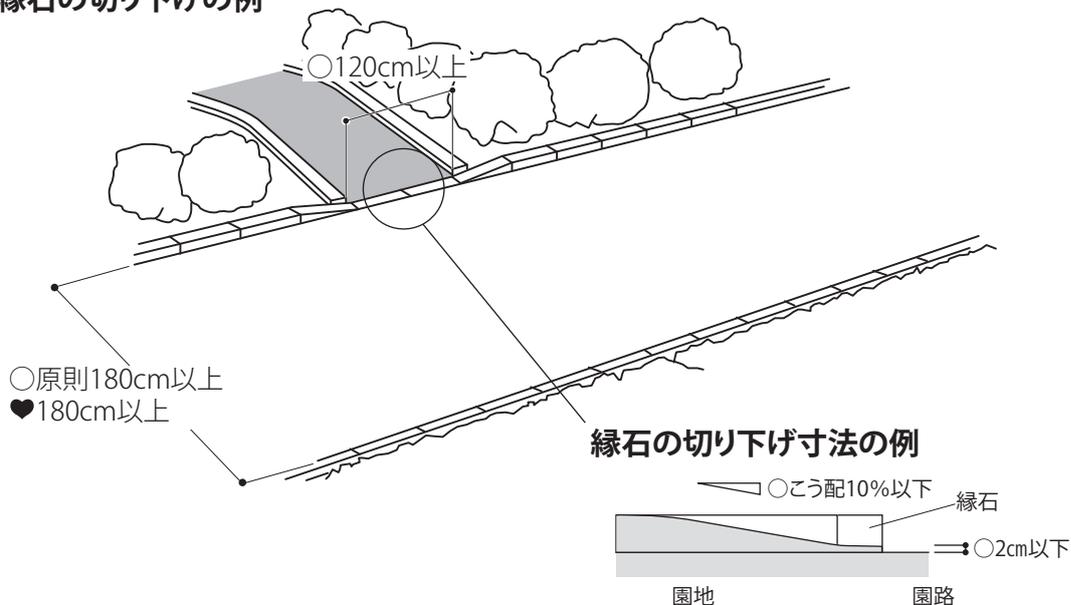
※「4.傾斜路」の項を参照
(P330)

- ♥園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「3.階段」に定める構造とし、「4.傾斜路」に定める傾斜路を併設します。

8. 縁石

- ♥縁石を切り下げの場合は、幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下とします。

縁石の切り下げの例



- ♥落下防止用の縁石は、高さ10cm以上とします。

3.階段

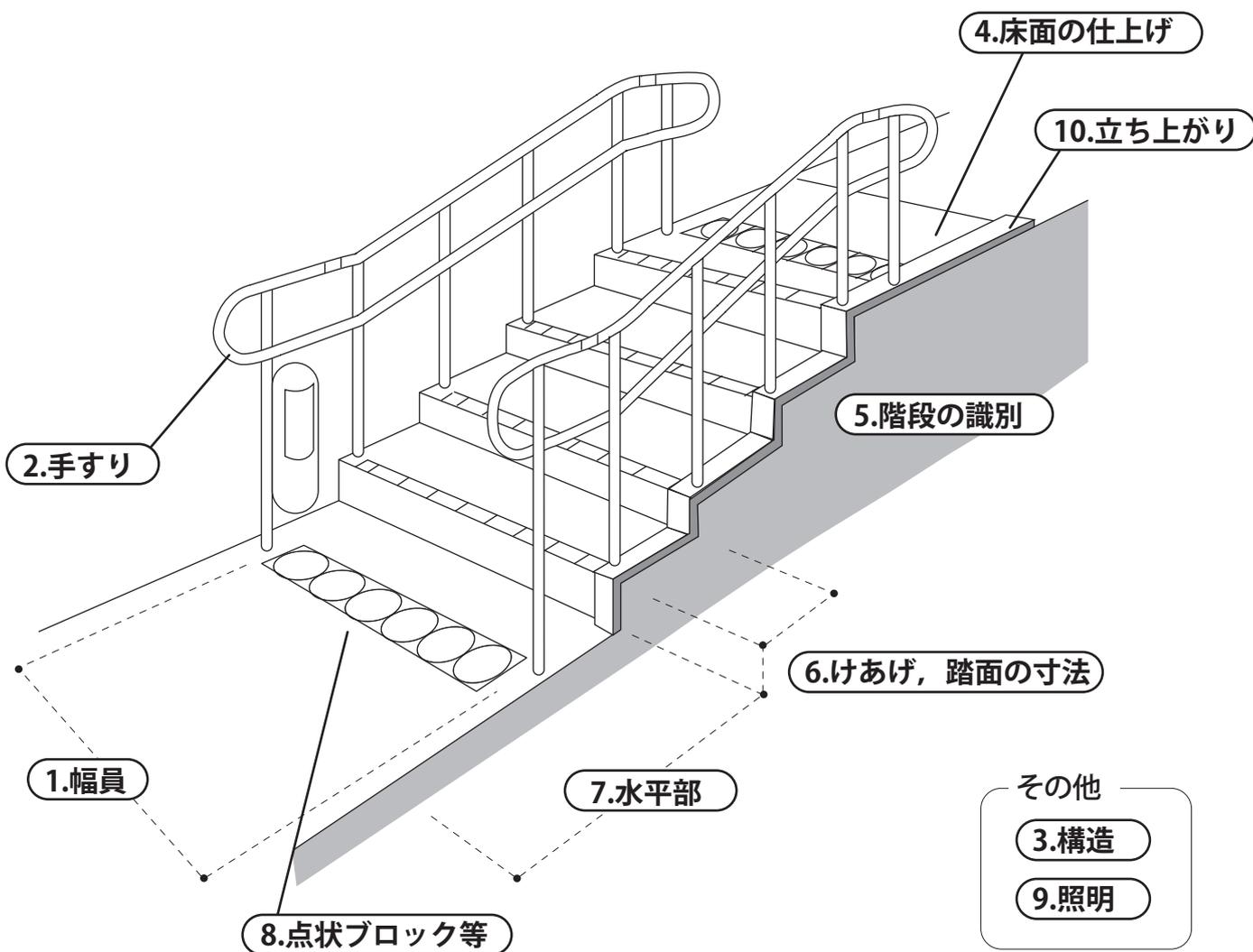
基本的な考え方

階段は、高齢者、障がい者等にとって大きな負担となるとともに、転落などの危険性が高いところであり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。また、支障なく通行できるように、構造や舗装面の仕上げなどに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 階段は、高齢者、杖使用者等に配慮し、上りやすいこう配であることや、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが重要です。
- 転倒しやすい場所であるので、つまずいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが重要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段差の存在を認識できる床材を敷設するとともに手すり端部には点字表示を行うことが重要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内の主要な園路の階段を対象とします。

1. 幅員

○階段の内のりは、90cm以上とします。

♥階段の内のりは、150cm以上とします。

*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

2. 手すり

○両側に手すりを設けます。

♥両側に手すりを設け、特に幅が広い場合は、中間にも設けます。

◆手すり子形式とする場合は、階段の側桁又は地覆を2cm以上立ち上げることが望まれます。

注) 手すりの形状、設置方法については、設計編〔公園〕「7. 手すり」の項(P 341)を参照してください。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

*1段の時は手すりは不要です。2段のときは、けあげ15cm以下、踏面35cm以上の時のみ手すり不要です。

3. 構造

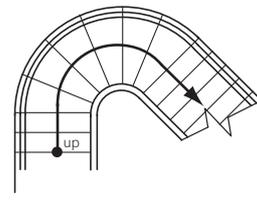
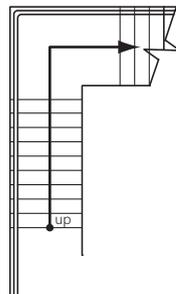
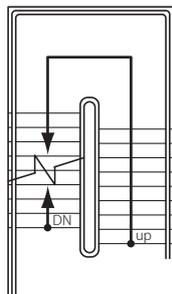
○回り段を設けないこととします。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

♥回り段を設けないこととします。

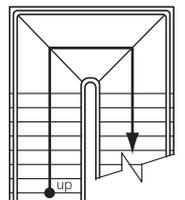
◇踊場には、こう配や段差は設けません。

*「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

階段の構造



回り段の例



◎: 望ましい整備例

⚠: 望ましくない整備例

4. 床面の仕上げ

- ♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

*ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効です。ただし、金属製のものは杖が滑るので、できる限り避けます。

5. 階段の識別

- ♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、ます。

- ◆けこみ板、踏面、段鼻(ノンスリップ)の色を変えることが望まれます。

*同一色の場合、弱視の人にとっては、階段が同一平面と見えることがあるからです。

6. けあげ、踏面の寸法

- ♥けあげは15cm以下、踏面は35cm以上、けこみは2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定にします。

*「けあげ15cm以下、踏面35cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。建築物よりも踏面が大きいのは、屋外でのゆとりを考慮したためです。

- ♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

*「つまずきにくい構造」とは、段鼻を突き出さないことや、けあげ、踏面の面をそろえる等です。

- ◇けこみ板を設け、段鼻は突き出さないようにします。

けあげ、踏面の形状



◎:望ましい整備例
▲:望ましくない整備例

7. 水平部

- ♥階段の上下端部には長さ120cm以上の水平部分を設けます。

*「水平部分」として確保する長さが「園路や傾斜路の当該部分より短い」のは、車いす使用者の階段利用は想定していないためです。

- ♥高さが250cmを超える階段では、250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けます。

8. 点状ブロック等

- 階段の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて点状ブロック等を敷設します。

- ♥階段の上下端に近接する園路及び踊場には、点状ブロック等を敷設します。

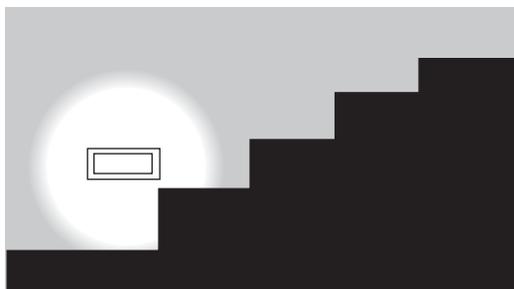
※「8.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P344)

9. 照明

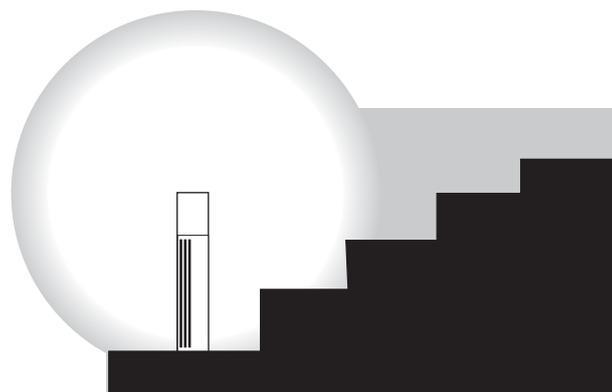
○♥階段付近には, 必要に応じて照明を設けます。

*階段のけあげや踏面がわかるような照明の工夫が必要です。

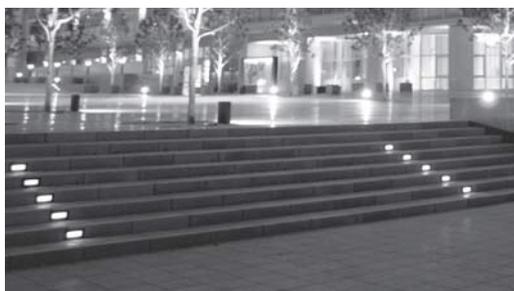
階段の側壁に設ける足もと灯の例



階段のそばに設ける庭園灯の例



階段のけあげに設ける足もと灯の例



10. 立ち上がり

○♥階段の両側に立ち上がり部を設けます。ただし, 側面が壁面の場合は, この限りではありません。

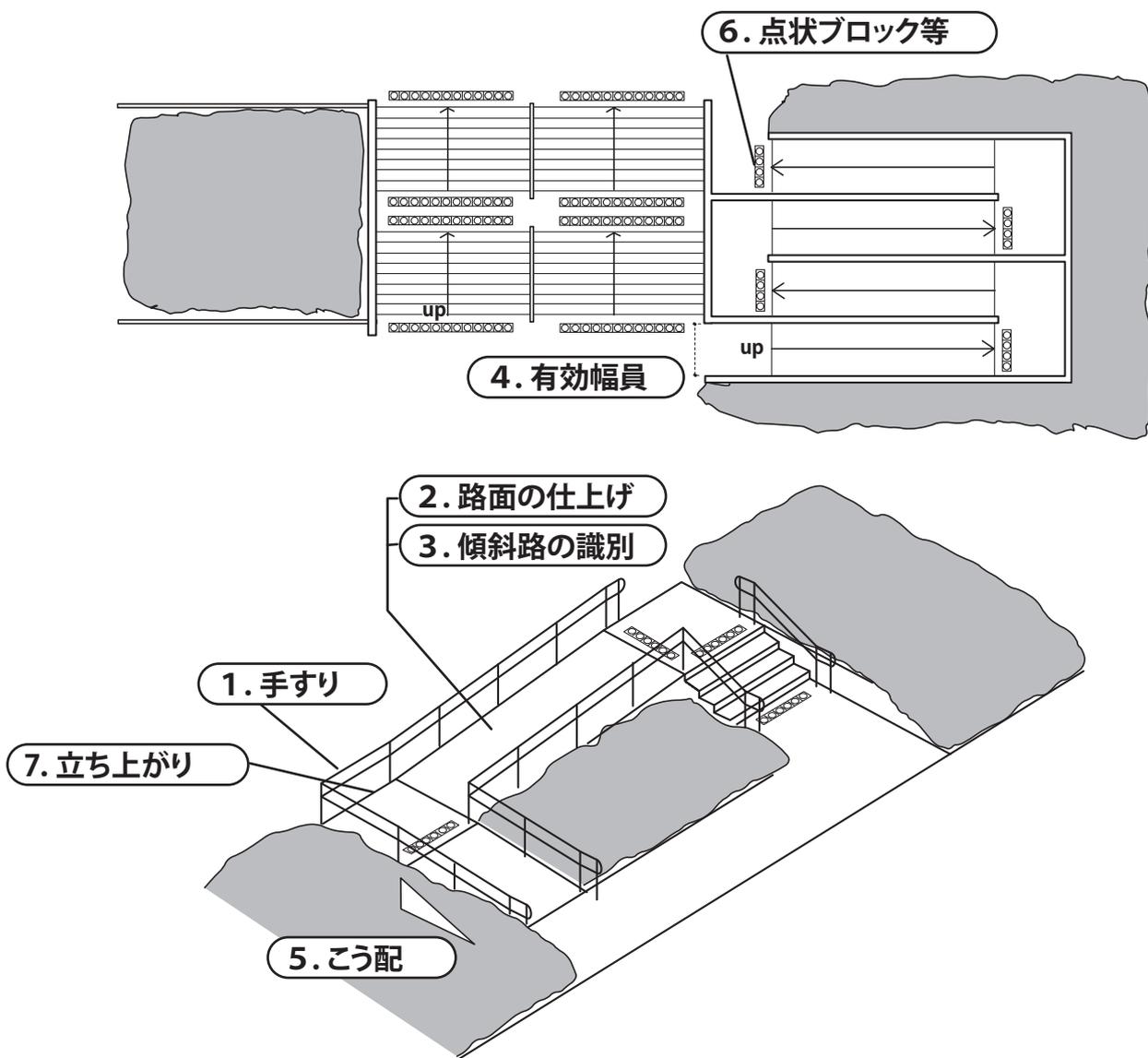
4. 傾斜路

基本的な考え方

主要な動線に段差又は階段がある場合は、車いす利用者等が公園内の各箇所を支障なく移動できるように緩こう配の傾斜路を設ける必要があります。

- 設計のポイント**
- 車いす利用者等が無理なく上ることができ、また、安全に下ることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
 - 視覚障がい者の利用に配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、点状ブロック等の敷設や手すりに点字表示等の配慮を行います。

整備項目



整備の対象 □公園内の主要な園路の階段に併設して設ける傾斜路を対象とします。ただし、地形の状況等の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したもので代えることができます。

1. 手すり

- ♥傾斜路には、両側に手すりを設けます。
注) 手すりの形状, 設置方法については, 設計編〔公園〕
「7. 手すり」の項(P341)を参照してください。

*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが, 例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると, できる限り両側に設置することが望まれます。

2. 路面の仕上げ

- ♥路面は、滑りにくい材料で仕上げます。

3. 傾斜路の識別

- 傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとします。
- ♥踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により, その存在を容易に識別できるものとします。

*「容易に識別できるもの」とは, 弱視者等の視覚障がい者に配慮して, 傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする等が該当します。

4. 有効幅員

- 有効幅員は130cm以上とし, 段に併設する場合は90cm以上とします。
- ♥傾斜路の有効幅員は150cmとし, 段に併設する場合は, 120cm以上とします。

*「90cm」とは, 通路を車いすで通行可能な寸法であり, 階段を併設する場合など傾斜路を車いすだけが通行する場合に適用となります。

5. こう配

- 縦断こう配は原則として4% (最大でも8%) 以下とし, 高さが75cmを超える場合は, 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上, 幅180cm以上の水平部分を設けます。
- ♥縦断こう配は4%以下とし, 高さが75cmを超える場合は, 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けます。
- 縦断こう配が4%以上となる部分の上下端部には, 長さ180cm以上の水平部分を設けます。
- ♥縦断こう配が3%以上となる部分の上下端部には, 長さ180cm以上の水平部分を設けます。
- ♥横断こう配は設けません。

6. 点状ブロック等

※「8. 視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P344)

- 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には, 必要に応じて点状ブロック等を敷設します。
- ♥傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には, 点状ブロック等を敷設します。

*傾斜路の上端に近接する園路や踊場の部分には, 土の面など構造上不可能なものを除き, 必要に応じて敷設するものとします。

7. 立ち上がり

- ♥傾斜路の両側に立ち上がり部を設けます。ただし, 側面が壁面の場合は, この限りではありません。

5. 便所

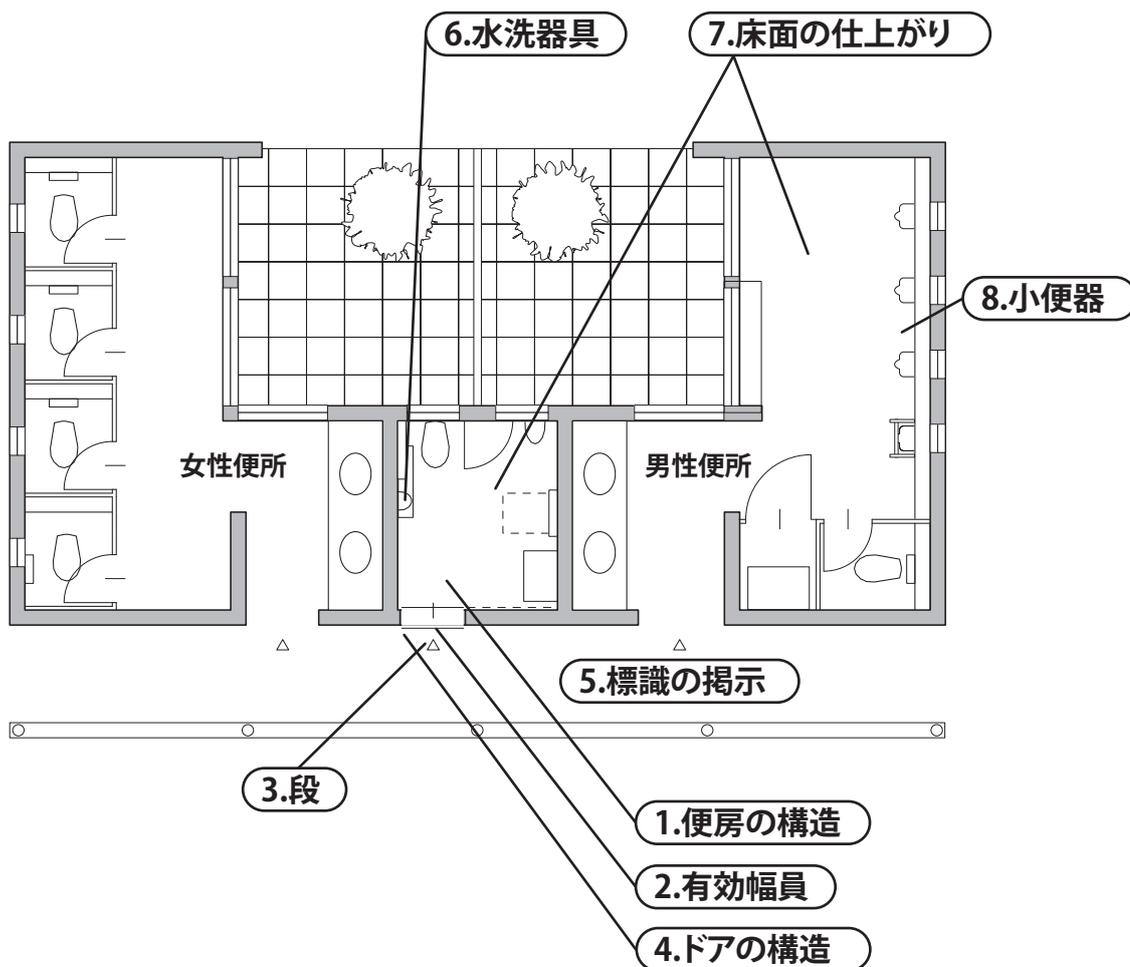
基本的な考え方

車いす使用者が円滑に利用できる便房（福祉型便房）や便器を備えた便所は、利用者の動線を総合的に考慮し、利用しやすい位置に設置します。また、福祉型便房は男女の性区分を尊重するとともに、車いす使用者だけでなく、誰もが気軽に利用できるように表示等に配慮します。

設計のポイント

- 便房は、高齢者、障がい者等が容易に利用できるように、車いす転回スペースを確保し、手すりや手洗器等を適切に設置する必要があります。
- 公園の入口や主要な場所からトイレまでの誘導を行うとともに、トイレまでの園路、舗装等は段差のないスムーズなアプローチとします。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する公園に設置する便所を対象とします。

1. 便房の構造

- ♥車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合はそれぞれ1以上)設けます。
- ♥福祉型便房の大きさは、間口200cm、奥行き200cmを標準とします。
- ♥壁面の高さ70cmから80cmまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとします。
- ◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし、かつ、右又は左からの側面移乗のできるものとします。
- ◆両側に手すりを付けることが望まれます。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。

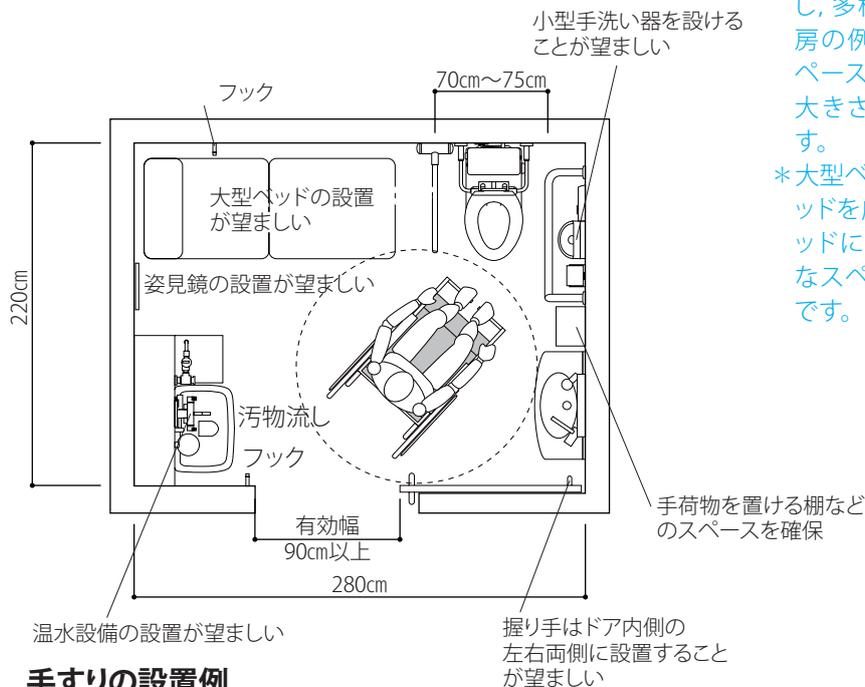
*腰掛便器は、和風便器に比べ無理なく着座できます。

*手すりは、立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。

*「両側に手すりを付ける」とは、例えば片側マヒの人の利用を考慮するためです。

*「右又は左からの側面移乗のできるもの」とは、片側マヒの人の利用等に配慮するためです。

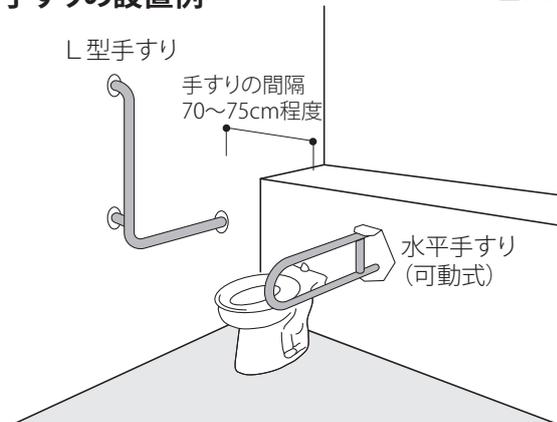
福祉型便房に多様な機能を備えた場合の例



*左図は、障がい者等の利用に配慮し、多様な機能を備えた福祉型便房の例で、車いすが転回できるスペースを確保しているため便房の大きさは基準よりも大きくなります。

*大型ベッドを設ける場合は、大型ベッドを広げた状態で、車いすからベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るよう留意が必要です。

手すりの設置例



- ◆乳幼児づれが多い公園では、子ども用便座、ベビーベット、ベビーチェアの設置が望まれます。

2. 有効幅員

- ♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。

3. 段

- ♥出入口には段を設けません。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

4. ドアの構造

- ♥高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。
- ◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とするためには、引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。内開き戸とする場合は、戸の開閉のために便房内で身体をよけたり便器にあたりたりしないようスペースを確保します。また、外開き戸は便房が狭い場合に有効ですが、開けた時にドアの向こうの人に当たらないよう配慮することが必要です。

*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

*車いすが寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。

*トイレ内の照明と出入口外部の開閉ボタンが連動式の場合、介助者が外部で閉ボタンを押すとトイレ使用時に照明が消灯することがあります。連動式を用いる場合は、トイレ内に人感センサー等を設けるなど消灯しないようにしましょう。

5. 標識の掲示

- ♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示します。

◇標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。

- ◆便所の出入り口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望まれます。

*目の不自由な人は表示だけでは男女の区別が分かりません。

- ◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望まれます。

福祉型便房の表示例



*福祉型便房の表示は、設置する設備に応じてピクトグラムを組み合わせることで表示します。

6. 水洗器具

○♥福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けます。

◇便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設けます。

◆必要に応じて、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置します。

◆洗浄ボタン、非常呼び出しボタンなどは、色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望まれます。

◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望まれます。

*福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

*弱視や色覚障がい、全盲の方へのわかりやすさを高めることができます。

7. 床面の仕上げ

○♥床の表面は滑りにくい材料で仕上げます。

*便房内でズボンを下げたり脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望まれます。

8. 小便器

○♥男性用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所とします。

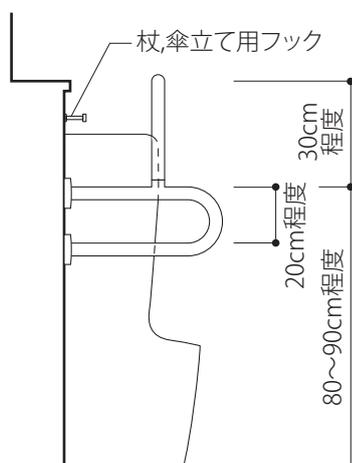
○♥床置き式の小便器その他これに類する小便器のうち1以上には、手すりを設けます。

*「これに類する小便器」とは、低受け口タイプの小便器のことです。

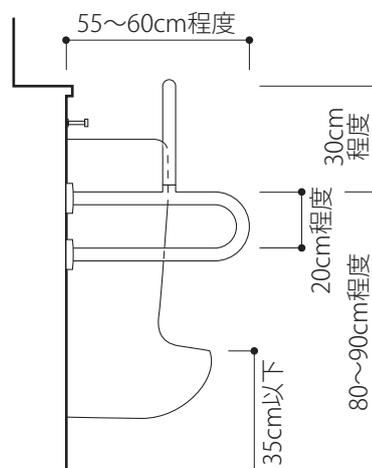
*「手すり」は、杖使用者等が前や横に体を預けるために利用されます。手すりはストールに近づけて設置し、また、小便器のうち出入口が一番近いものに設置します。

*床置き式小便器や壁掛式低受け口は、身長の高い人から低い人まで使いやすい構造です。

床置き式ストールの例



壁掛式低受け口の例



福祉型便房からの機能分散

便所は、高齢者、障がい者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要があります。そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障がい者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など公園便所の多機能化を図ることとします。

1つの便所において複数の多機能化した福祉型便房を設置することが困難な問題や、車いす使用者だけでなく、内部障がい者や乳幼児連れによる利用が集中する問題があります。そのような課題に対応するため、一般の便所においても、福祉型便房を設置した上で、車いす使用者用簡易型便房などを設置し、利用の工夫を図ることが望まれます（なお、簡易型機能を備えた便房のみで福祉型便房に代えることはできません。）。

注) 車いす使用者用簡易型便房については、設計編[交通機関の施設]「6.便所a(一般便所)」の「17. 車いす使用者用簡易型便房の構造」項(P235)を参照してください。

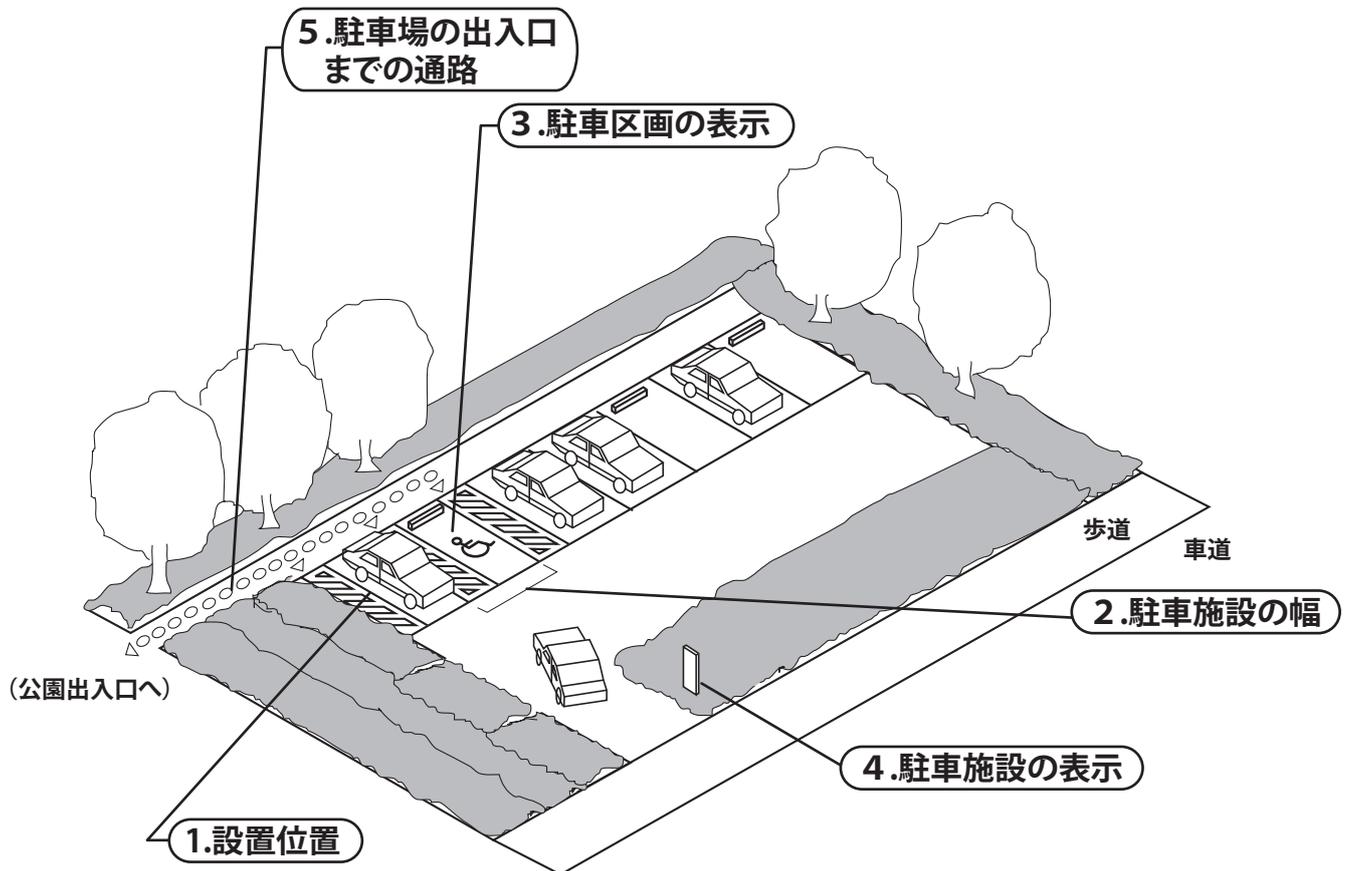
6. 駐車場

基本的な考え方

自動車は高齢者、障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車いす使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車いす使用者用駐車スペースから主要な出入口へ至る通路も、車いす使用者等に配慮した整備が必要です。

設計のポイント ● 駐車場については、車いす使用者用駐車施設を設置する場合の設置位置や構造について、特に注意することが大切です。

整備項目



整備の対象 | 公園に設ける駐車場を対象とします。

留意事項 | 車いす使用者用駐車施設の必要数
 整備基準, 誘導基準での必要数
 必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/50 (全駐車台数が200台以下の場合)
 必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/100 + 2 (全駐車台数が201台以上の場合)
 ※端数は全て切り上げる

1. 設置位置

- ♥車いす使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設けます。

*車いす使用者の移動の負担を軽減するために、出入口にできる限り近い位置に設置します。

2. 駐車施設の幅

- ♥車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。
- ◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。

*「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車いすが転回でき、介助者が横につき添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

- ♥車いす使用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置します。

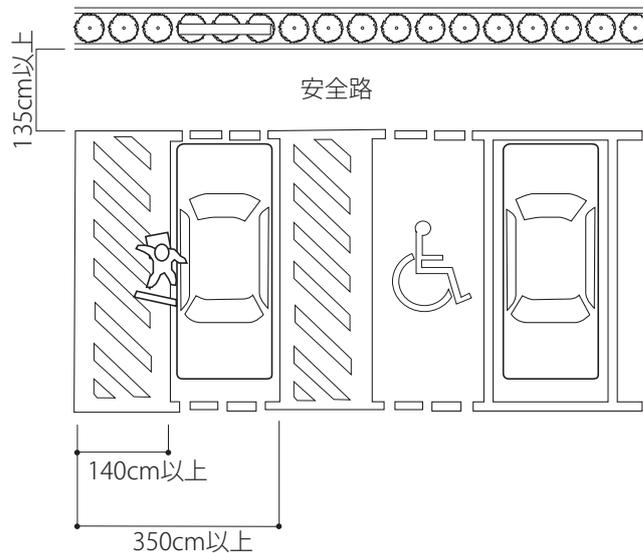
- ◆肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。

*「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。

*車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。

*車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

車いす使用者用駐車施設の幅の例



3. 駐車区画の表示

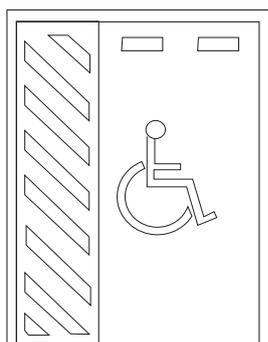
○♥車いす使用者用であることを、見やすい方法で表示します。

◇反射シール等を貼ることは、バック入庫の場合やつまずき防止に有効です。

◆立て看板を設置する場合は、車両の後部ドア(ハッチゲート)の開閉に支障がないよう配慮が望まれます。

車いす使用者駐車区画の表示の例

(路面表示の例)



(立て看板の例)



*「見やすい方法」とは、床面に車いすマークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*建築物の整備基準では、全駐車台数が5台未満の場合、「専用」の表示を求めています。公園においては、その公共性から表示を求めています。

*「反射シール等を貼ること」は、頸部障害等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。(P122参照)

4. 駐車施設の表示

♥道路から駐車場に通じる出入口に、車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の出入口に、車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

5. 駐車場の出入口までの通路

○♥公園施設へ通じる駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、下表の構造とします。

◇駐車場から公園までの通路を下表の構造に準じて、駐車場内の通路と連続的に整備する必要があります。

◆駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

*車いす使用者の通行動線の整備を求めたものです。

*駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設(駐車区画)までの駐車場内の通路が対象です。

*駐車場内の通路は、車いす使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等について配慮します。

駐車場の出入口までの通路の構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
床面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
転回できる部分	区間50m以内ごとに設ける	
高低差がある場合	次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用昇降機を設ける	次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等(この表では傾斜路のこと)の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
床面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

※「7.手すり」の項を参照(P341)

7.手すり

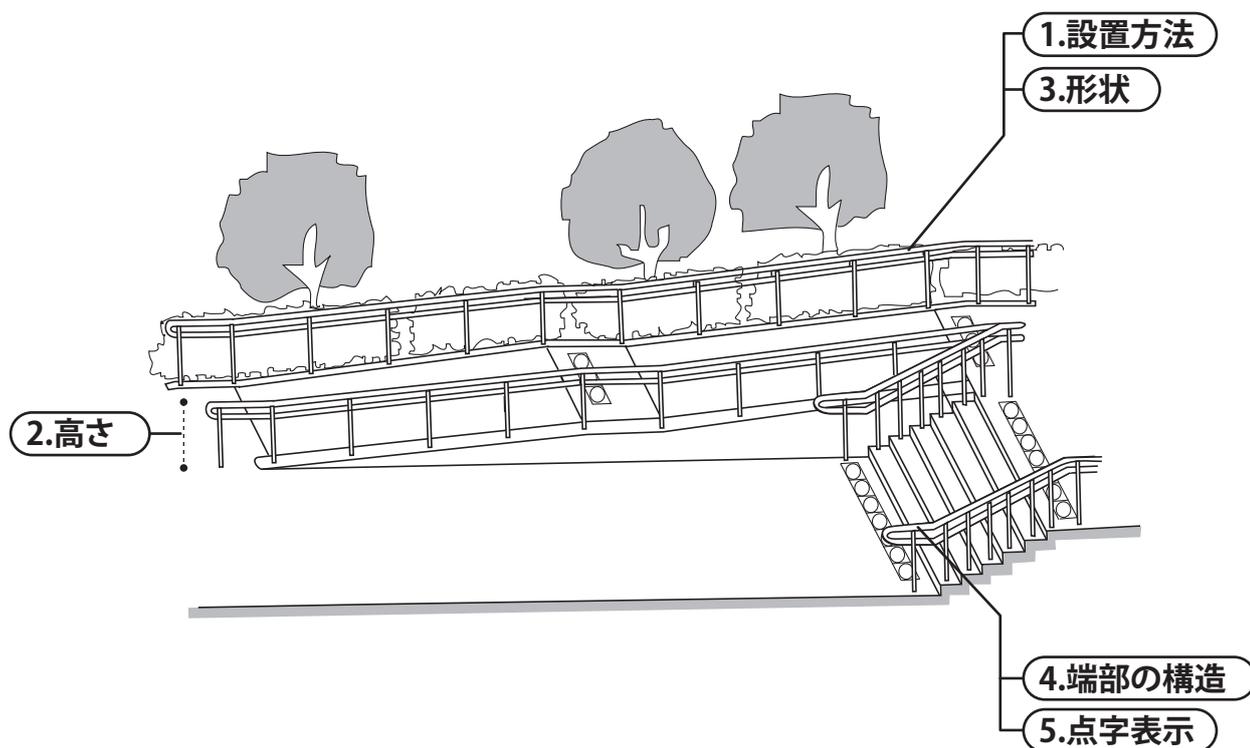
基本的な考え方

手すりは、高齢者、障がい者等の安全を確保したり、歩行や移動などの動作を補助するための設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置することが必要です。また、手すりのデザインについては、利用しやすい構造とするとともに景観との調和にも配慮が必要です。

設計のポイント

- 公園の手すりも、高齢者、障がい者等にとって、誘導、身体の支持、動作の補助、安全確保等のために必要な設備であり、適切な場所にしっかりと固定して設ける必要があります。また、設置場所、必要性等に応じ、適切な形状及び寸法とすることが大切です。
- 特に、視覚障がい者にとって手すりは現在位置、進行方向などの情報提供となることから、適切な点字による表示や末端処理を行う必要があります。

整備項目



整備の対象 | □公園内の園路、傾斜路や階段に設ける手すりを対象とします。

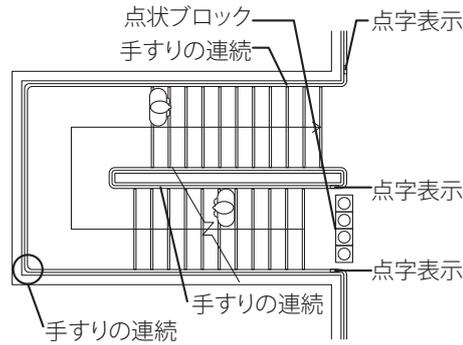
留意事項 | □手すりの規定は、手すりを設ける場合の構造について定めたものです。

1. 設置方法

○手すりは、原則として連続して設置します。

♥手すりは、連続して設置します。

手すりの連続の例



*点状ブロック等の敷設について、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りではありません。

2. 高さ

○♥取り付けの高さは、1本の場合は80cm程度とします。また2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置します。

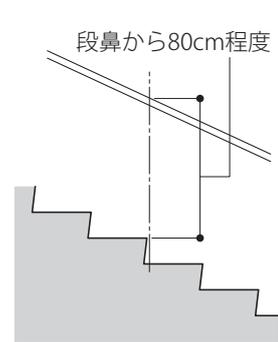
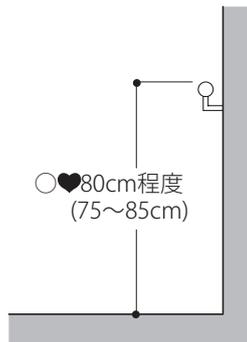
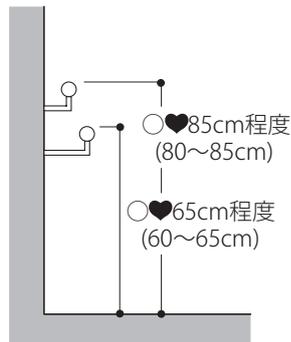
*手すりを2本設けるのは、高齢者、障がい者等、身長之差などさまざまな人の利用に対応するためです。

手すりの高さ

(2本の場合)

(1本の場合)

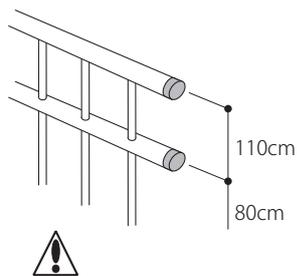
(階段の場合)



3. 形状

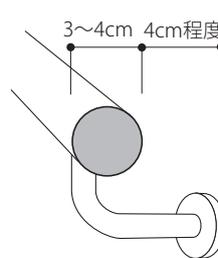
○♥手すりの形状は、握りやすいものとします。

握れない手すりの例



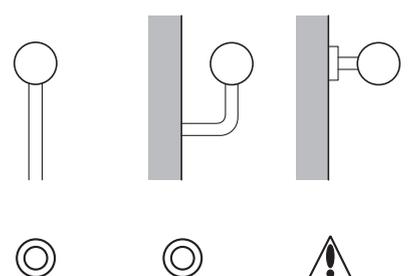
(手すりが連続していないため)

手すりの形状の例



◎:望ましい整備例

⚠:望ましくない整備例



(握りにくいため)
(支持材が手にぶつかりやすいため)

4. 端部の構造

○♥階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込みます。

◇壁とのあきは4cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいよう配慮します。

*「水平部分を設け」としているのは傾斜や段の始まり、終わりを知らせるためや、昇り降りに際し、高齢者等にとって移動を容易にするためです。

*「(手すりの) 両端を壁面又は下方へ巻き込む」としているのは、傾斜路、階段等を通過し終わったことを知らせるための措置です。

端部の形状の例

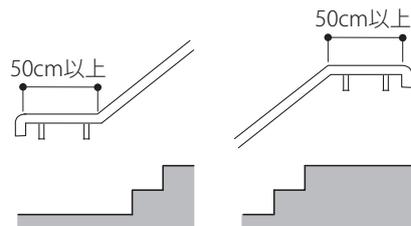
(壁方向に曲げる場合)



(下方に曲げる場合)

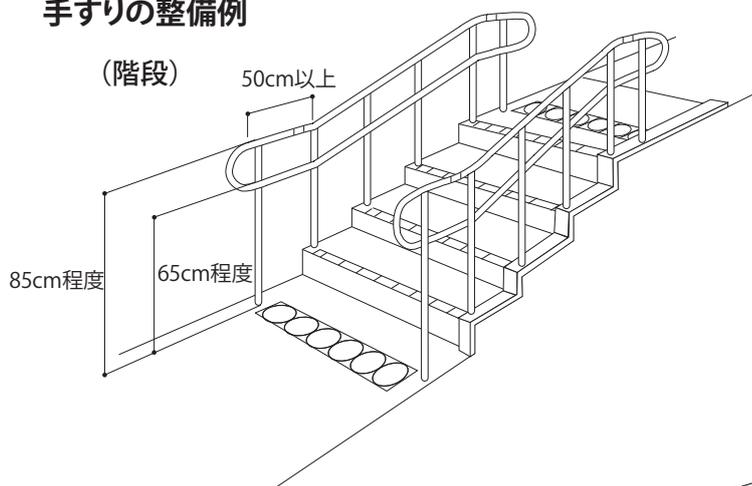


(階段等終了部分)

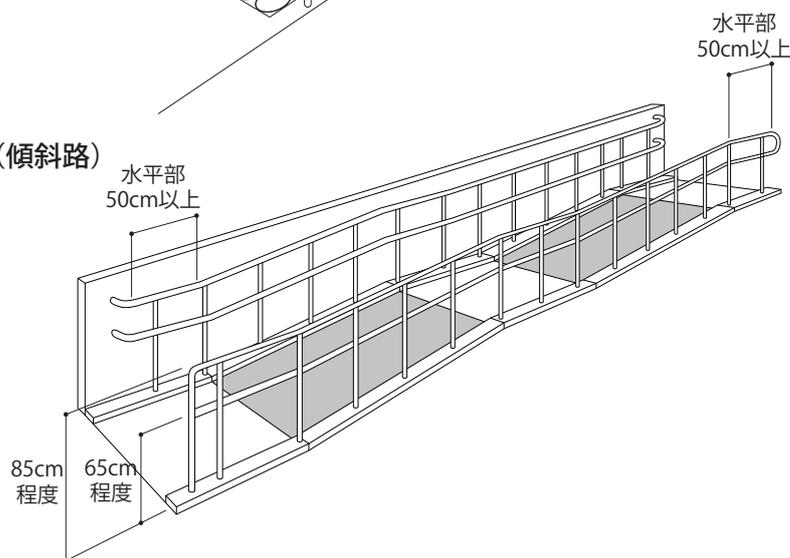


手すりの整備例

(階段)



(傾斜路)



5. 点字表示

○♥手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示します。

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

*「点字表示」は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置です。

8. 視覚障がい者誘導用ブロック等

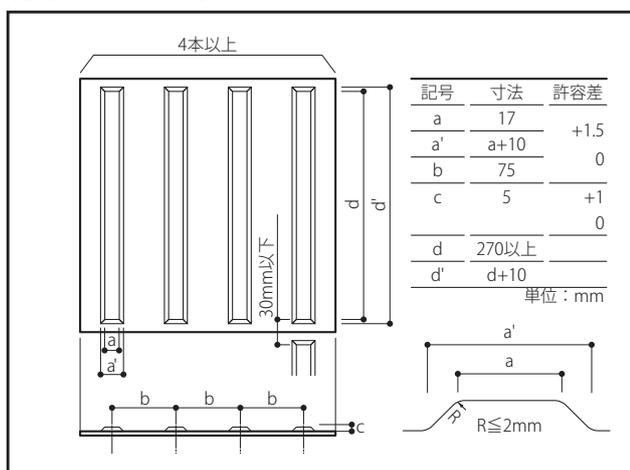
基本的な考え方

視覚障がい者誘導用ブロック等は、方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者等が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

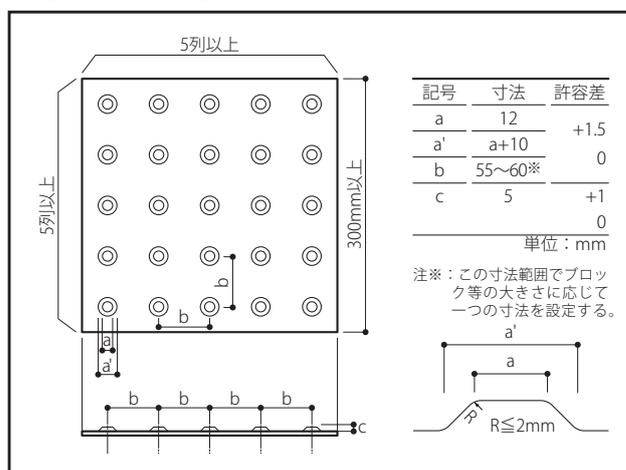
設計のポイント ●視覚障がい者が白杖を視覚障がい者誘導用ブロック等に沿わせて利用していることから、まわりの舗装材をレンガやタイルとする場合は、識別できるよう配慮が必要です。

整備項目

線状ブロック等



点状ブロック等



整備の対象 | □公園内の園路、階段、傾斜路に設ける視覚障がい者誘導用ブロック等を対象とします。

1. 色

○♥色は原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の舗装材との色の明度差又は輝度比の大きい色とします。

*色については、弱視者に配慮して「原則として黄色とする」ことを求めています。これは、黄色が「目立ちやすく慣習化している」と判断しているためであり、周囲の床材の色の対比を大きくすることが有効です。（「明度差の大きい色」は「3.資料編」参照（P 395））

2. 大きさ

○♥大きさは原則として縦横それぞれ30cmとします。

3. 形状・寸法等

◇形状・寸法については、JIS T9251に合わせたものとします。

9. 標識類

基本的な考え方

公園での案内板や標識は、利用者の円滑な移動を誘導するための有効な手段であることから、わかりやすく適切な位置に設置する必要があります。

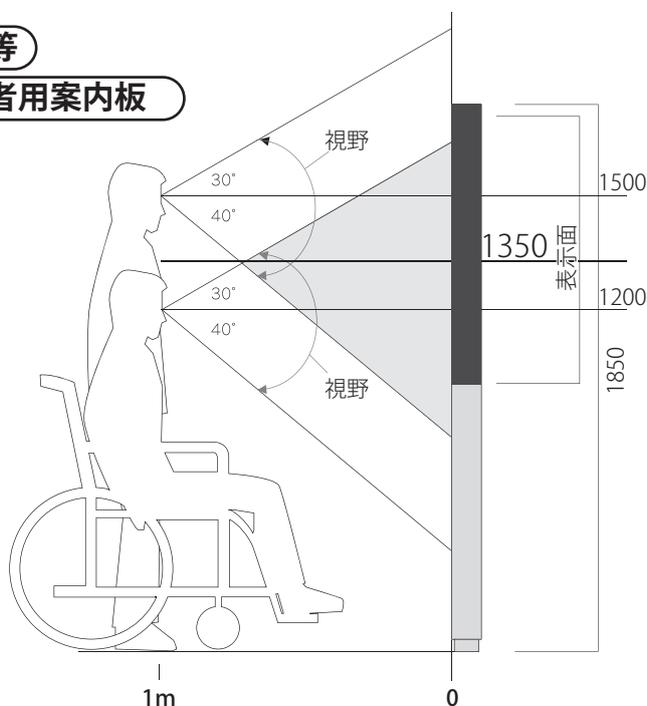
設計のポイント

- 標識類には、案内板や誘導サインの他に、一般的な情報提供を行う掲示板があり、いずれも高齢者、障がい者等の利用に配慮します。
- 標識類は、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、見やすい構造、配置とします。

整備項目

3. 全体案内板等

4. 視覚障がい者用案内板



1. 構造

2. 識別

整備の対象

□ イベント告知等の一時的な情報提供を行う掲示板、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う表示板等を対象とします。

1. 構造

○♥ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とします。

◇ 車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要があります。

* 案内板の足元は、車いす使用者が十分に近づけるようにします。擁壁や植込みの中の奥まった位置にあると板面に顔を近づけて読むことができないので避けます。

2. 識別

○♥ 案内表示に表示された内容が容易に識別できるものとします。

3. 全体案内板等

- ♥不特定かつ多数の人又は高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、公園の主要な出入口の付近に設けます。

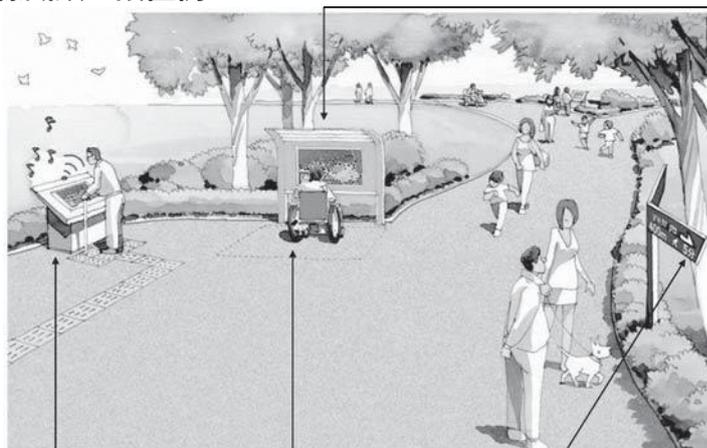
〔配置〕

- ◇案内板等は、移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置します。
- ◇案内板等周辺の床面は、平坦で固くしまっていて濡れても滑りにくい仕上げとします。
- ◇公園全体の案内図には、車いす使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示します。
- ◆車いす使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に150cm×150cm以上の水平部分を園路動線に支障のないように設けます。

〔表示〕

- ◆移動等円滑化園路の始点、終点、主要な分岐点に設ける標識には、公園施設および主要な公園施設等への方向や距離・所要時間等を表示することが望まれます。
- ◆案内板等に用いるピクトグラムは、国際シンボルマークやJIS Z 8210 に示された図記号等を基本とすることが望まれます。独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえよう、分かりやすいデザインについて意見を聴取するなどにより検討することが望まれます。
- ◆工事の実施等により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望まれます。

標識類の設置例



・点字表示、触知図、音声案内装置等を設置

・通行の支障にならない配置
・車いす使用者等が接近できる150cm×150cm以上の水平部分

・内容を容易に把握できる表示方法(文字の大きさ、明度、色相又は彩度)
・平仮名、ピクトグラム、ローマ字を併用
・国際シンボルマークの表示
・必要に応じて夜間照明設備
・方向、距離、所要時間等の表示
・工事情報や迂回路等の表示

- ・車いす使用者等が近づきやすい位置、車いす使用者等が見やすい高さ等の構造
- ・内容を容易に把握できる表示方法(文字の大きさ、明度、色相又は彩度)
- ・平仮名、ピクトグラム、ローマ字を併用
- ・国際シンボルマークの表示
- ・必要に応じて夜間照明設備
- ・工事情報や迂回路等の表示

4. 視覚障がい者 用案内板

- ♥公園の出入口などの主要な箇所には、次に定める視覚障がい者のための案内板を設けます。
- ♥点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示します。
- ♥できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にします。

10.ベンチ

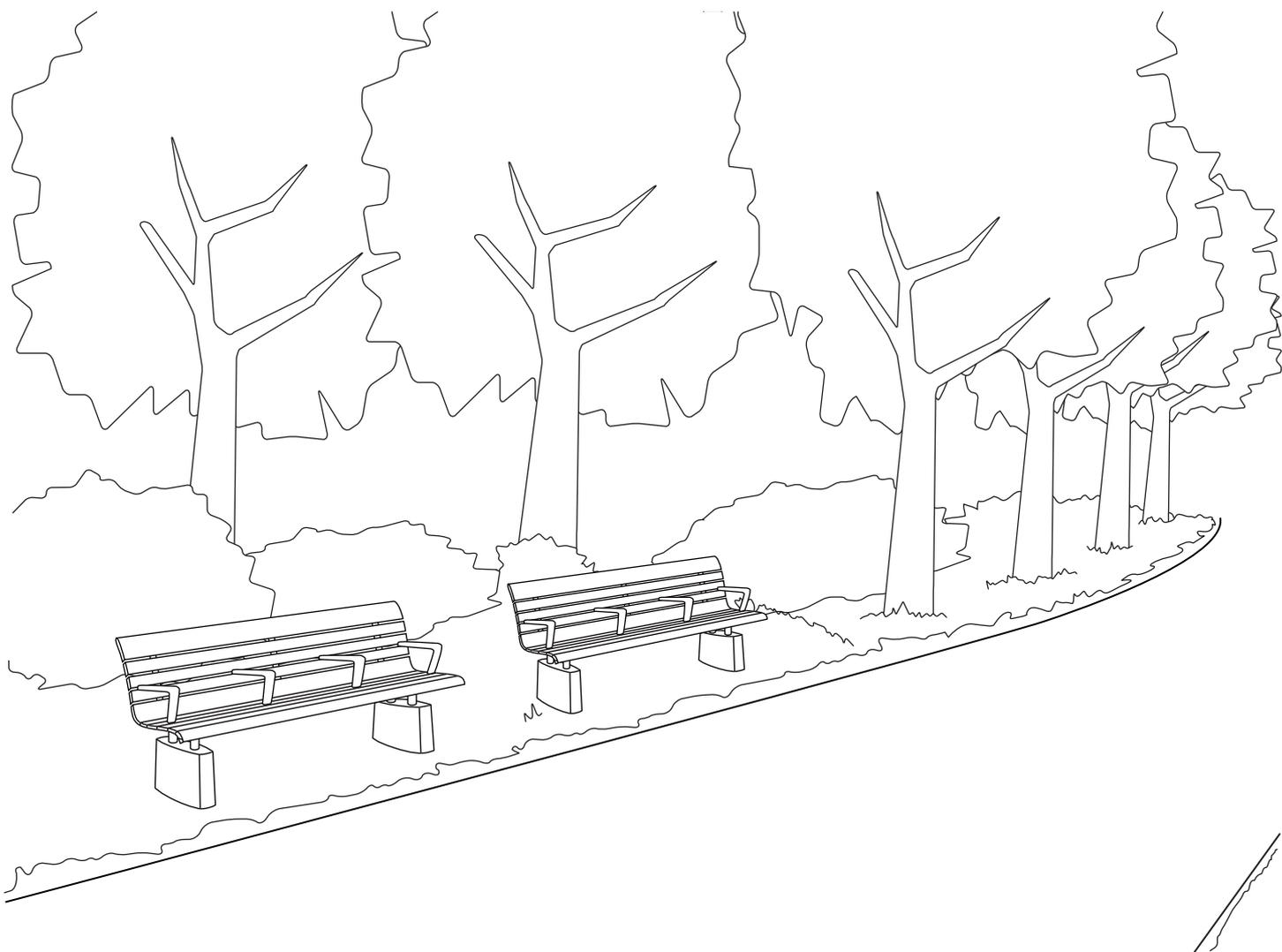
基本的な考え方

ベンチを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすい位置やその構造に配慮が必要です。

設計のポイント

- 高齢者、障がい者等が利用することから、利用しやすい位置にしっかりと固定することが大切です。
- 利用目的にあわせた高さや構造に配慮することが大切です。

整備項目



整備の対象

□公園内に設置されるベンチを対象とします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

1. 構造

○♥必要に応じて高齢者, 障がい者等の利用に配慮した構造のベンチを設けます。

◆ベンチを設ける際には, 腰掛け板の高さは40~45cmとすることが望まれます。また, 移動等円滑化園路の距離が長い公園では, 長時間の歩行が困難な高齢者, 障がい者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため, 腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望まれます。

◆ベンチには, 背もたれや手すり等を設けることが望まれます。

◆ベンチの周辺には, 車いすが近づき, 隣接して滞在出来るよう150cm×150cm以上の水平面を確保することが望まれます。

*視覚障がい者はベンチにどこまで深く腰掛けることができるのかわからないため, 背もたれが必要です。

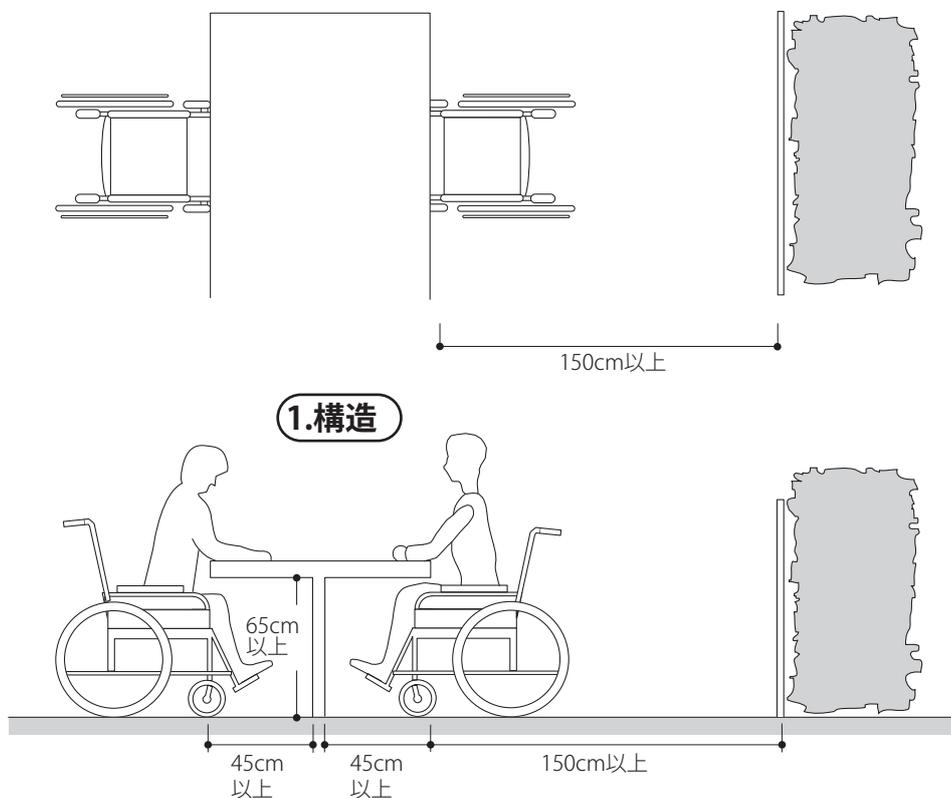
11. 野外卓

基本的な考え方

野外卓を設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすい位置やその構造に配慮が必要です。

設計のポイント ●多くの車いす使用者が同時に利用する場合を想定して、車いすが卓間を移動できる幅を確保することが重要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する野外卓を対象とします。

1. 構造

- ♥車いす使用者等の利用に配慮した構造の野外卓を設けます。
- ♥車いすで接近できるように使用方向の床に150cm以上の水平部を設けます。
- ◇卓の下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設けます。また、この部分には足つなぎの棒は設けないものとします。
- ◇多くの車いす使用者が同時に利用する場合、車いすが卓間を移動できるように220cm以上離します。

*卓の下部には、車いす使用者の利用に配慮した空間を確保することが望まれます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

12. 券売機

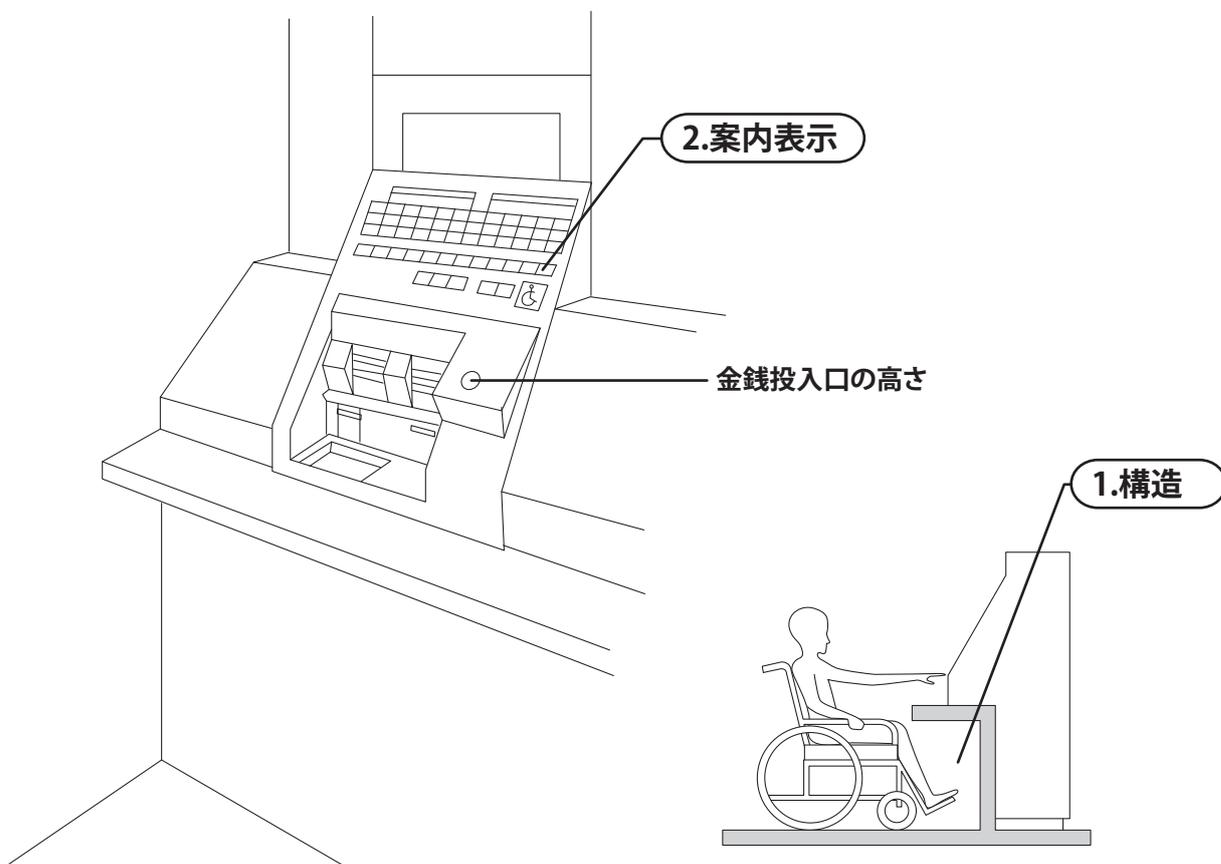
基本的な考え方

券売機の金銭投入口や案内表示等の高さは、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

設計のポイント

- 券売機の下部は車いす使用者が寄りつきやすい構造とし、金銭投入口やボタンなどが円滑に操作できるよう配慮する必要があります。
- 視覚障がい者に配慮して点字表示又は音声による案内をすることが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する券売機を対象とします。

1. 構造

- ♥1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、車いす使用者の利用に支障がない構造とします。

2. 案内表示

- ♥1以上の券売機では、料金等を点字で表示します。

*点字表示を行う等、視覚障がい者の利用しやすい券売機には、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が望まれます。

13.水飲み器・手洗い場

基本的な考え方

高齢者、障がい者等が支障なく接近でき利用できるように、設置位置や構造に配慮する必要があります。

- 設計のポイント
- すべての人が寄りつきやすい位置と周辺の形状を考えることが大切です。
 - 通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | 公園内に設置する不特定かつ多数の人又は主に高齢者、障がい者等が利用する水飲み器・手洗い場を対象とします。

留意事項 | 整備基準、誘導基準ともに水飲み器・手洗い場のうち、それぞれ1ヶ所以上の整備を求めています。

- | | | |
|-----------------|--|---|
| 1. 飲み口等の高さ | ○♥飲み口及び洗面部分の高さは、76cmを標準とします。 | |
| 2. 給水栓の構造 | ○♥給水栓は自動感知式、ボタン式又はレバー式とします。 | *手の不自由な人などの利用には、「自動感知式」が便利ですが、視覚障がい者の利用に配慮して「ボタン式又はレバー式」も同等に併設することが望まれます。 |
| 3. 水飲み器等の下部スペース | ○♥飲み口及び洗面部分の下部には、高さ65cm以上の空間を確保します。 | *車いす使用者の利用を考慮し、下部スペースには空間を設けます。 |
| 4. 床の構造 | ○♥水飲み器を設ける場合においては、使用のため接近する方向の床に奥行150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設けます。 | *車いす使用者の利用を考慮し、床は水平とします。 |
| 5. 周辺のスペース | ○♥手洗い場を設ける場合においては、周辺に車いす使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保します。 | |

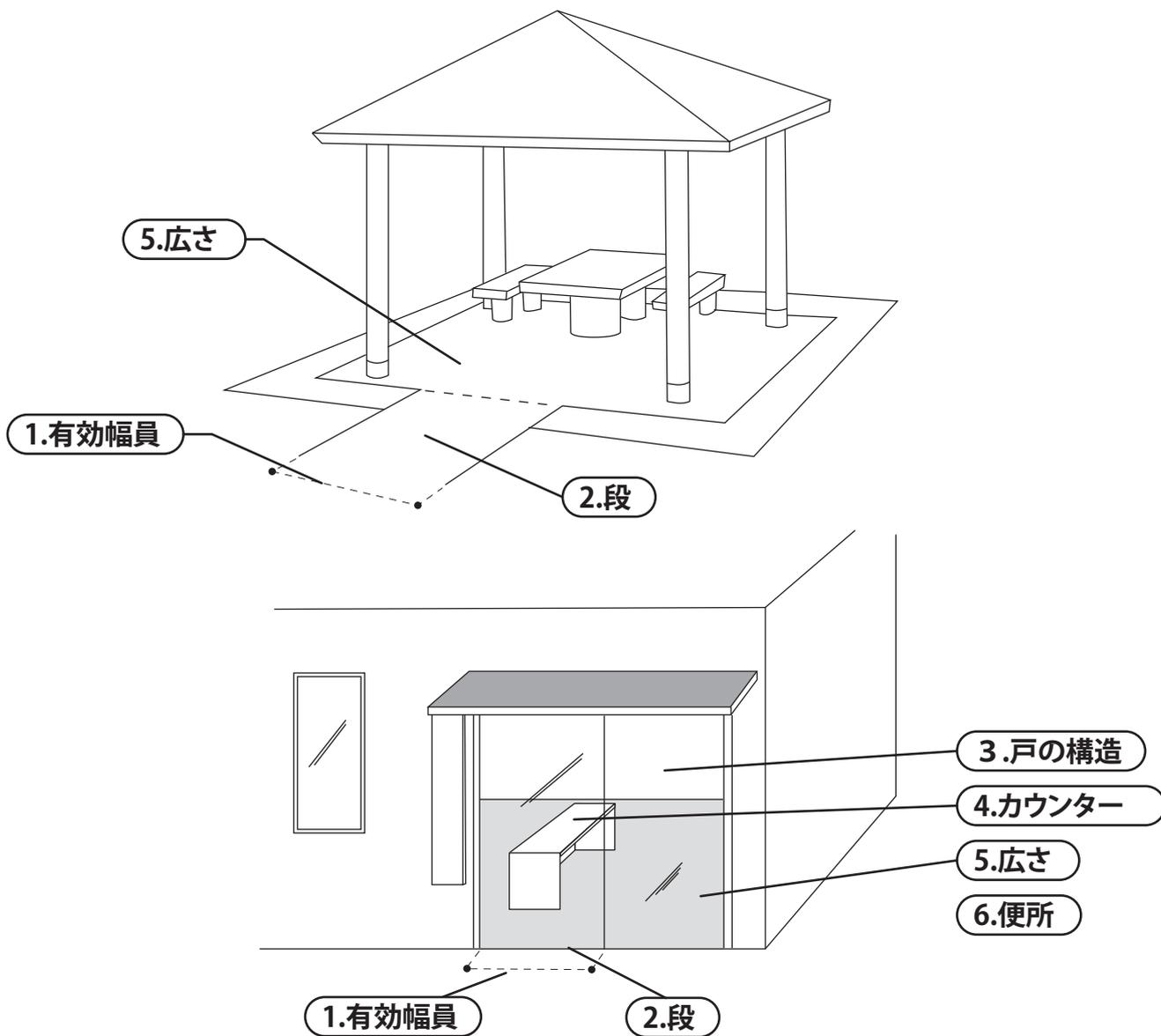
14. 休憩所及び 管理事務所

基本的な考え方

高齢者、障がい者等が支障なく利用できるように、出入口や広さ等に配慮する必要があります。

設計のポイント ●すべての人が寄りつきやすい位置に設け、ベンチやカウンター等を円滑に利用できるよう配慮する必要があります。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置される休憩所及び管理事務所を対象とします。

留意事項 | □整備基準、誘導基準ともに休憩所のうち、1ヶ所以上の整備を求めています。

1. 有効幅員

- ♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

- ♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

※「4.傾斜路」の項を参照 (P330)

「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
縦断こう配等 1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等 2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 戸の構造

- ♥戸を設ける場合は、有効幅員は80cm以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

4. カウンター

- ♥カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とします。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造の場合はこの限りではありません。

5. 広さ

- ♥車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

6. 便所

- ♥不特定かつ多数の人又は主に高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、「5.便所」で定める構造の便所を設けます。

7. その他の設備

- ◆乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ替え台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えが出来る場所を設けることが望まれます。
- ◆急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望まれます。
- ◆管理事務所の場所を把握しやすくするため、分かりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望まれます。

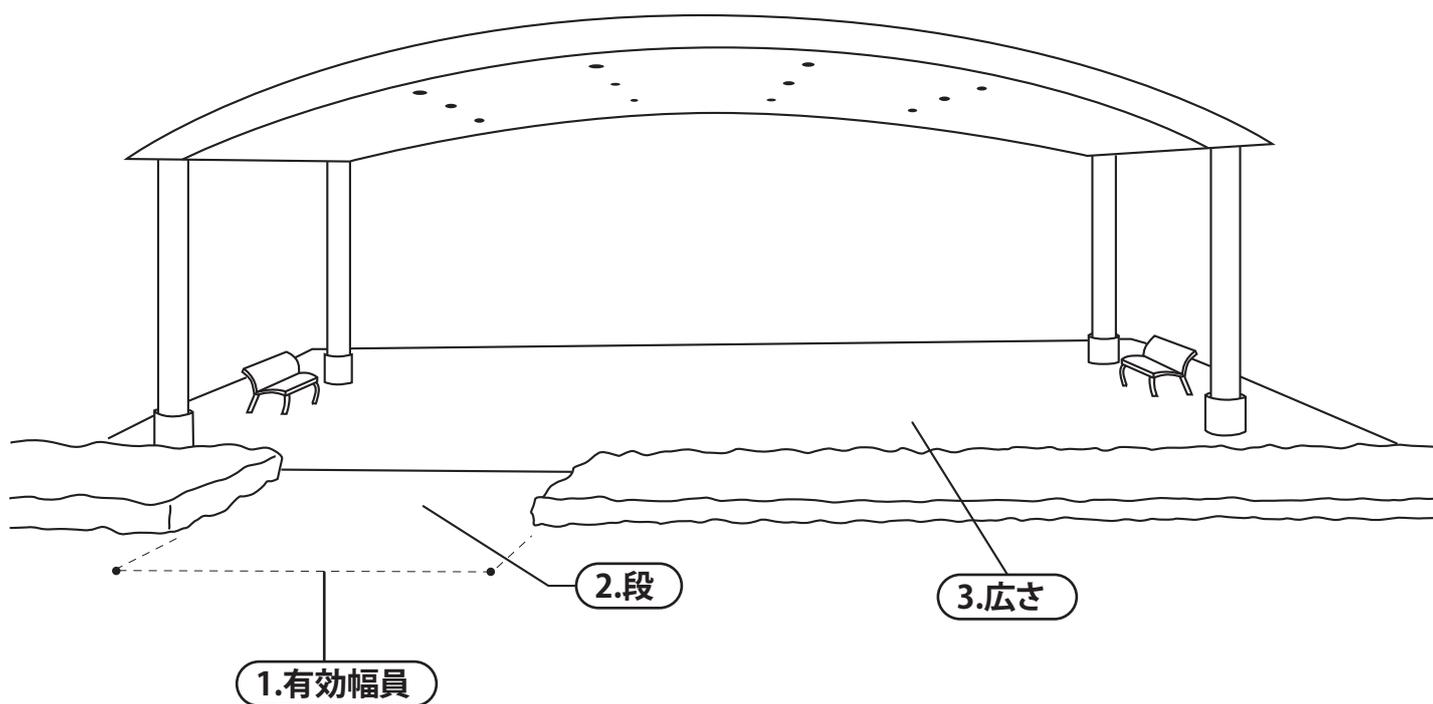
15.屋根付き広場

基本的な考え方

高齢者、障がい者等が支障なく利用できるように、出入口や広さ等に配慮する必要があります。

設計のポイント ●すべての人が寄りつきやすい位置に設ける必要があります。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置される屋根付き広場を対象とします。

留意事項 | □整備基準, 誘導基準ともに屋根付き広場のうち, 1ヶ所以上の整備を求めています。

1. 有効幅員

- ♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

- ♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

※「4.傾斜路」の項を参照 (P330)

「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
縦断こう配等 1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等 2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 広さ

- ♥車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

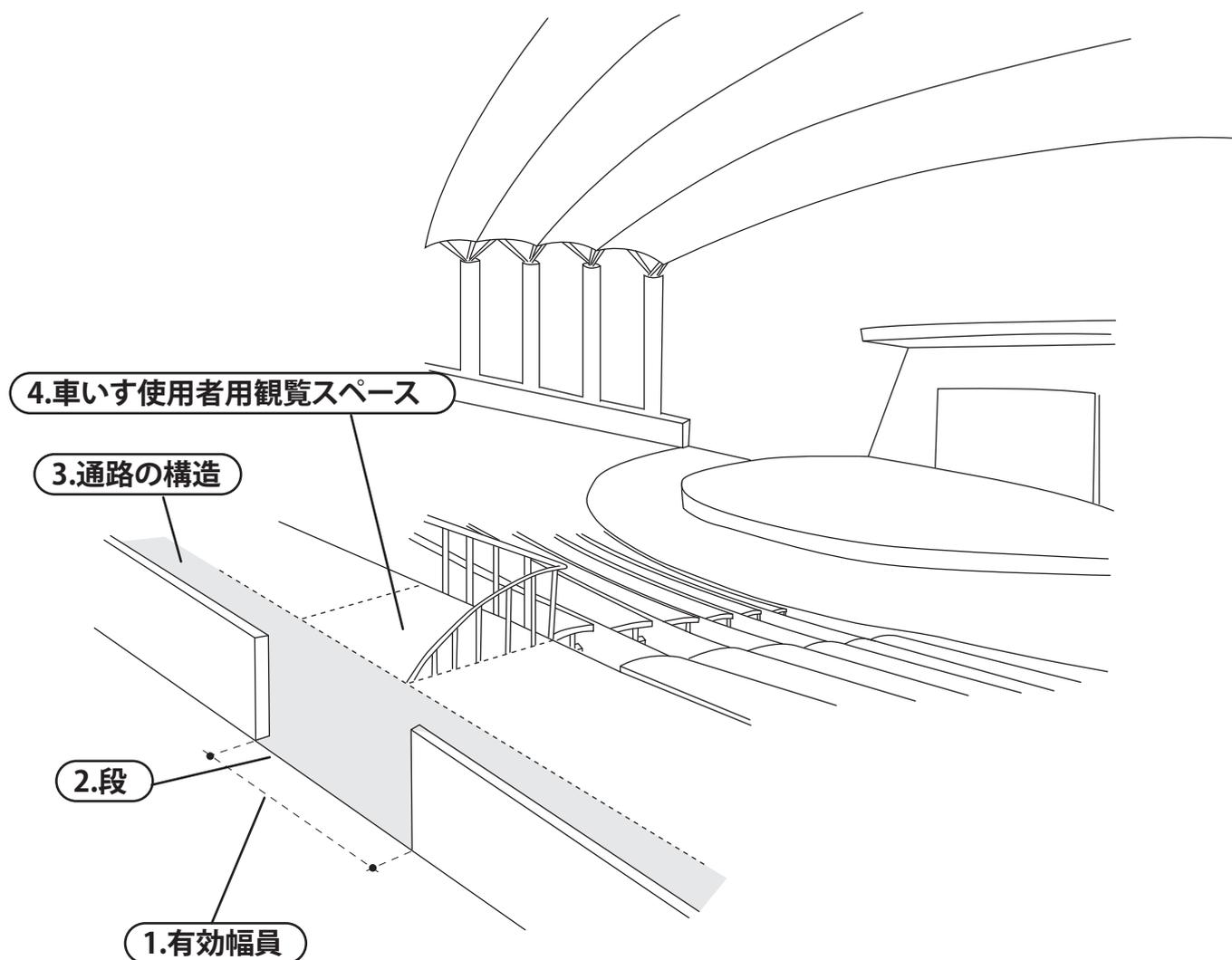
16. 野外劇場及び 野外音楽堂

基本的な考え方

野外劇場及び野外音楽堂には、出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者が利用できる観覧スペースを設けます。

設計のポイント ● 野外劇場及び野外音楽堂では、車いす使用者観覧スペースに容易に到達できるよう通路を確保し、見やすく安定して停止できるようにします。

整備項目



整備の対象 | □ 公園内に設置される野外劇場及び野外音楽堂を対象とします。

1. 有効幅員

- ♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

- ♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

※「4.傾斜路」の項を参照 (P330)

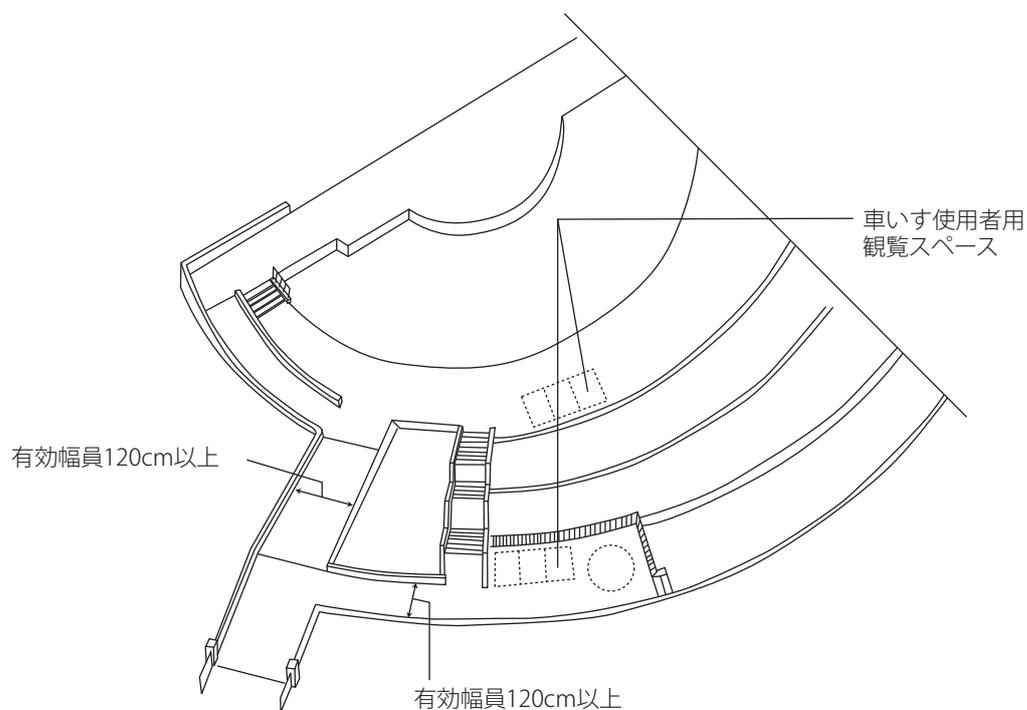
「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
縦断こう配等 1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等 2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 通路の構造

- ♥通路の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができます。
- ♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。
- ♥縦断こう配は4%以下とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができます。
- ♥横断こう配は1%以下とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができます。
- ♥路面は、滑りにくい仕上げとします。

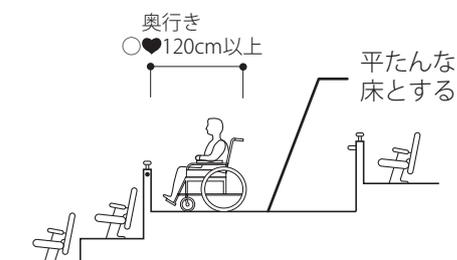
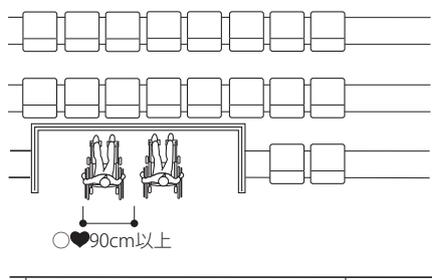
*「通路」とは、出入口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所を結ぶ経路です。



4. 車いす使用者用観覧スペース

- ♥収容定員が200以下の場合、収容定員に1/50を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、収容定員に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けます。
- ♥1席当たり、幅90cm以上、奥行き120cm以上とします。
- ♥車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないものとします。

車いす使用者用観覧スペースの例



公園の情報提供について

公園の施設整備や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対して事前に分かりやすい形で、幅広く情報提供することが重要です。

また、高齢者、障がい者等が公園を利用する際には、標識や案内板以外にも案内が必要な場合があります。そのため、管理事務所において、移動等円滑化整備状況について情報提供することが有効です。

●事前の情報提供の内容

- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者、障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望まれます。
- ・高齢者、障がい者等が利用しやすい園路、駐車場、多機能便房の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望まれます。
- ・公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望まれます。

●事前の情報提供の方法

- ・施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ホームページなどによる申し込みが出来るようにすることが望まれます。
- ・ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障がい者や文字の認識が難しい障がい者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望まれます。

●管理事務所における情報提供の内容

- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者、障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望まれます。
- ・公園内の車いすで利用しやすい園路、多機能便房等の位置等についての情報提供を行うことが望まれます。

●管理事務所における情報提供の方法

- ・案内を行う場合は、高齢者、障がい者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望まれます。
- ・視覚障がい者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望まれます。
- ・公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望まれます。

公園の利用支援について

高齢者、障がい者等が公園に親しみ楽しめるよう、公園の魅力や利用方法について理解を高めるために、公園の魅力を案内したり体験を支援するプログラムを用意することが有効です。

また、高齢者、障がい者等の公園利用を支援する上では、必要に応じて支援機器の提供や公園職員やボランティアによる人的な利用支援を行うことが有効です。

●利用プログラム

- ・公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望めます。
- ・利用プログラムの検討にあたり、レクリエーション等の専門家と協力することや、公園管理者、障がい者、地域住民、学識経験者等による協議会を設置することが望めます。
- ・継続的な実施のため、協議会の運営のほか、大学、NPO団体、関連福祉団体、ボランティアなどと協力することが望めます。

●利用サポート(支援機器の提供)

- ・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、車いす、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望めます。

●利用サポート(人的な利用支援)

- ・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望めます。
- ・人的な支援を行う場合には、適切な支援の提供のため、高齢者、障がい者等の意見の反映や参画による研修等を継続的に行っていくことにより、公園職員のバリアフリーに関する技術向上に取り組むことが望めます。
- ・ボランティアを育成する研修の実施等により、継続的に人的な支援を行っていくことが望めます。

出典:「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(監修:国土交通省都市・地域整備局公園緑地課)